

社会福祉連携推進法人、
小規模法人のネットワーク化による
協働推進事業

事例集
(2023年度版)

2024（令和6）年3月

社会福祉推進事業 社会福祉連携推進法人制度の活用の促進に関する調査研究事業
PwCコンサルティング合同会社

目次

1	はじめに	1
---	----------------	---

2	社会福祉連携推進法人	2
---	----------------------	---

3	小規模法人のネットワーク化による 協働推進事業	39
---	--------------------------------------	----

1 はじめに

人口動態の変化や福祉ニーズの複雑化・複合化の中で、社会福祉法人は、経営基盤の強化を図るとともに、こうした福祉ニーズに対応することが求められています。このような問題意識のもと、令和元年度に開催された「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」により、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度の創設について提言されました。その検討結果を踏まえ、令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、令和4年4月に制度が創設されました。

社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢となることが期待されています。

2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となることが考えられています。令和4年4月の施行後、令和5年10月時点では20法人が設立されており、今後さらに事例を蓄積して普及していくことが重要であると考えられます。

人口減少社会を迎える中、社会福祉法人は、引き続き、地域の福祉ニーズへの対応をしていく使命を果たすため、自らの経営基盤の強化が求められています。このような社会福祉法人間の連携や今後の社会福祉法人経営を考える上で参考になると考えています。

本事例集は、そのような社会福祉法人間の連携に関する実践事例として、「社会福祉連携推進法人」と「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」より取り上げ、今後の社会福祉法人経営の参考にすることを目的として、作成されています。

読者の皆さんが、本事例集を参考に、より一層法人間連携について検討し、推進していただけたらと考えております。

※ 社会福祉連携推進法人の設立方法については、PwCコンサルティング合同会社（2024）社会福祉推進事業「社会福祉連携推進法人認定申請マニュアル（2023年度版）」を参照のこと
厚生労働省「社会福祉連携推進法人制度施行に向けた自治体説明会」資料2

2

社会福祉連携推進法人

社会福祉連携推進法人は、社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、①地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、②社会福祉法人の経営基盤の強化に資すること目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設されました。

参画する社員法人は、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進します。

社会福祉連携推進法人の設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となります。

厚生労働省が示した資料によれば、社会福祉連携推進法人設立による効果として、以下のようなものが挙げられています。



- ①複数法人が共同で一定の業務を行うことによるスケールメリットの導入、経営コストの縮減
- ②複数法人が負担する会費等で運営される事務体制のシェアリング
- ③連携推進法人としてのブランディングによる地域住民・休職者への訴求力強化
- ④サービス手法、人材育成、新規事業所開設等他法人のノウハウの共有
- ⑤相談窓口間のリファー、空き定員の紹介等他法人が保有するサービス資源の共有
- ⑥「地域における公益的な取組」の共同実施等による地域に不足するサービス資源の創出

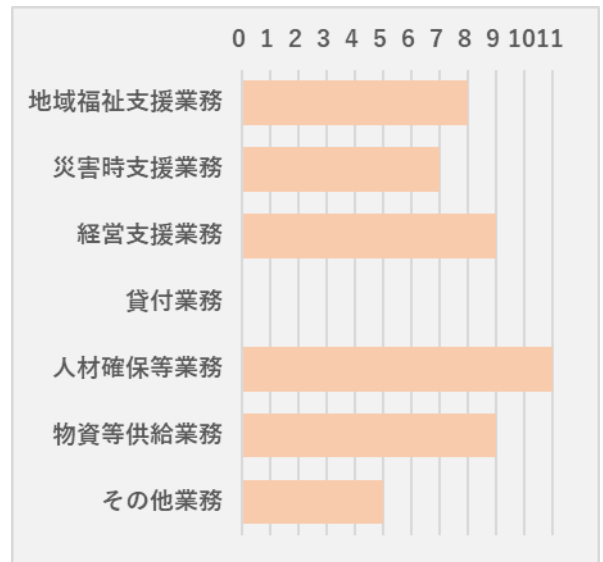
これらの効果は、地域福祉の一層の推進や個々の社員（社会福祉法人等）の経営基盤強化につながると考えられています。

令和6年3月現在、20の連携推進法人が設立されています。ここでは、現時点で設立されている社会福祉連携推進法人の現状をアンケート調査を実施し、回答が得られた11法人について調査した結果を掲載します。

①実施している連携推進業務

社会福祉連携推進法人は、一般社団法人を「社会福祉連携推進法人」として、所轄庁が認定をする制度です。一般社団法人は、以下の表に掲げる業務（以下「連携推進業務」といいます。）の全部又はいずれかを行うことで、所轄庁から連携推進法人に係る認定を受けることができるとされています。

現在ある連携推進法人が実施している社会福祉連携推進業務を確認すると、全ての法人が、「人材確保等業務」を行っています。一方、「貸付業務」は行われていません。



地域福祉支援業務		地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援
災害時支援業務		災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援
経営支援業務		社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援
貸付業務		資金の貸付けを通じた社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援
人材確保等業務		社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修
物資等供給業務		社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給

②連携推進法人を設立したことによるメリット

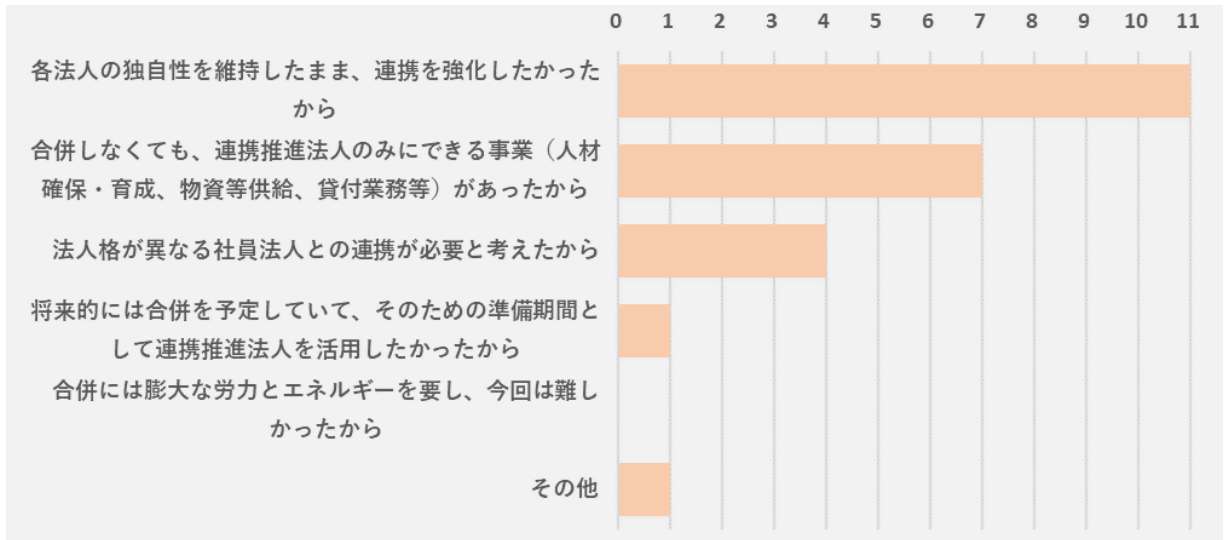
半数以上の連携推進法人が回答した連携推進法人を設立したメリットは以下になります。



- ✔ 共通で研修等を実施し、職員のスキルアップ、研修効果の向上、受講機会等の拡大、経費の削減、業務量の軽減につながった
- ✔ 社員法人の理事長等が直接顔を合わせて、連携や機能分担について話し合う場ができた
- ✔ 社員法人の様々な職種間での連携（顔の見える関係）が進み、建設的な提案により業務の効率化につながるようになった
- ✔ 連携推進法人となることで、構成法人間での距離感が縮まり、経営的にも率直な話がでけるようになった
- ✔ 社員法人間のノウハウを活用し、質の高いサービスを提供できるようになった

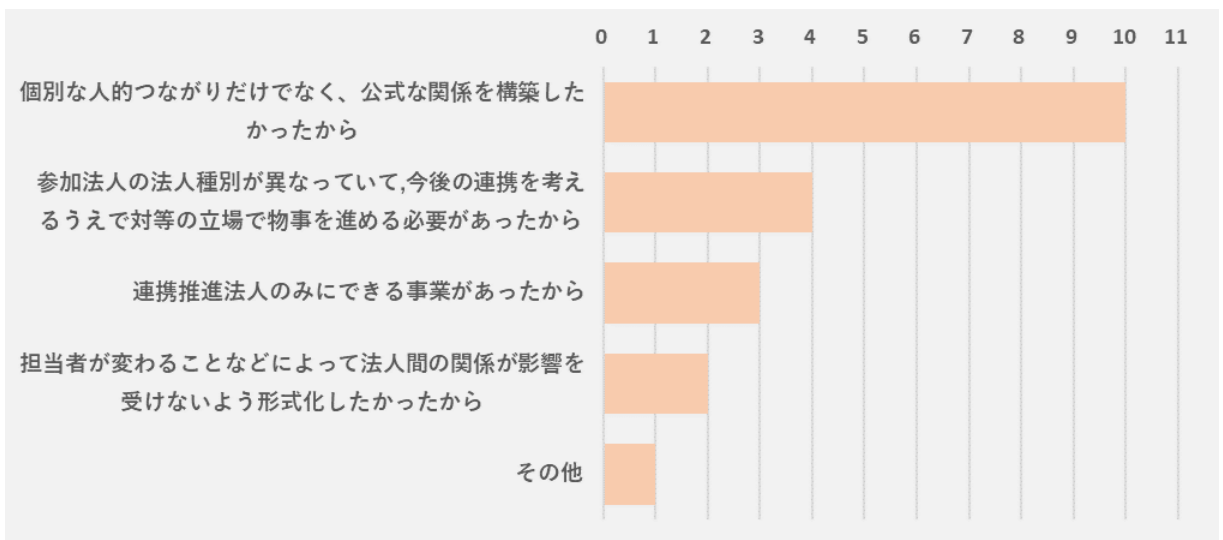
③「合併」ではなく、連携推進法人を選択した理由

合併ではなく連携推進法人を選択した理由として、「各法人の独立性を維持したまま、連携を強化したかったから」と全ての法人が回答しました。また、「合併しなくても、連携推進法人のみにできる事業があったから」と7法人が回答しています。



③「緩やかな連携」ではなく連携推進法人を選択した理由

緩やかな連携ではなく連携推進法人を選択した理由として、「個人的なつながりだけではなく、公式な関係を構築したかったから」とほぼ全ての法人が回答しました。





本事例集では8つの連携推進法人の設立の経緯、連携推進法人としての活動、設立の効果などを掲載します。各連携推進法人の特徴は以下の通りです。今後、連携推進法人の設立について検討する上での参考にしていただければと思います。

	実施している社会福祉連携推進業務等							連携形態による特徴		
	地域福祉支援業務	災害時支援業務	経営支援業務	貸付業務	人材確保等業務	物質等供給業務	その他の業務	近隣や同一地域で同じサービスを提供	同じ地域で違うサービスを提供	都道府県をまたいでつながる
①リガーレ	○				○			○		○
②リゾムウェル	○	○	○		○	○		○		
③日の出医療福祉グループ	○	○	○		○	○		○		
④光る福祉	○		○		○				○	
⑤一五戸共栄会	○	○	○		○	○				○
⑥あたらしい保育イニシアチブ			○		○	○				○
⑦青海波グループ			○		○	○		○		○
⑧きょうと福祉キャリアサポート					○			○	○	

「実施している社会福祉推進業務」の凡例
 ○：本事例集で取り上げているサービス
 「連携形態による特徴」の凡例
 ○：当該連携推進法人で該当する内容

1

リガーレ



社会福祉法人グループ リガーレ

Ligare

リガーレは、理念に共有した5つの社会福祉法人が結集し、社会や地域からの更なる期待に応えるため、「人を育て、社会や地域とコミュニケーションし、これからの介護のあり方を変えていく」ことを目的として、活動している。

2022（令和4）年5月設立認定



本部体制

職員体制 : 専従職員 2 名
兼任職員 4 名 ※社員法人と兼任
主な業務 : 連携推進法人の運営統括、予算決算会計、理事会等運営事務
社員法人の人材育成（専従職員あり）、人材確保・物資等共同購入事務局



役員体制

理事 : 6 名 社員法人の理事長等 5 名 学識経験者 1 名
監事 : 2 名 公認会計士 1 名 行政経験者 1 名
評議会構成員 : 3 名 住民代表、地域福祉関係者、行政関係者



運営

参画要件 : 特になし 理念を共感し、互いに信頼関係が構築されていること
入会金 : 入会金は特になし
年会費 : 業務にかかる経費を 5 等分した金額が年会費として支払われている
本部運営財源 : 年会費
設立費用 : 登記費用、設立に関する人件費

社会福祉法人宏仁会
本部所在地：青森県青森市
実施事業：高齢者福祉

社会福祉法人六心会
本部所在地：滋賀県東近江市
実施事業：高齢者福祉、児童福祉

社会福祉法人はしうど福祉会
本部所在地：京都府京丹後市
実施事業：高齢者福祉、児童福祉

社会福祉法人北桑会
本部所在地：京都府京都市
実施事業：高齢者福祉

社会福祉法人リガーレ暮らしの架け橋
本部所在地：京都府京都市
実施事業：高齢者福祉、児童福祉



● 設立の経緯



当連携推進法人は、京都市内での3法人によるグループ活動がその端緒であった。社会福祉法人相互の活動の中で、理事長や職員が議論を重ねることで、理念を共有し、信頼関係を構築することで、連携推進法人構築の機運が加速した。

● 2004(平成16) 年

2006(平成18)年からの地域密着型サービスの制度化に先駆け、毎月開催されている京都市老人福祉施設協議会の施設長会において小規模多機能型居宅介護サービス(以下、小多機)の開設や特別養護老人ホームにおけるユニットケアを推進することが決まった。

● 2008(平成20) 年

市内における小多機30カ所のうち約8割が社会福祉法人により開設されたものの、大規模法人による設立が中心であった。そのため、現代表理事の山田氏が中心となり、中小規模法人での開設ノウハウを共有するためのグループ化がスタートし、先ずケーススタディとして地域密着型特別養護老人ホームや小多機等で構成するグループ本部の整備を決定した。そこで、土地確保、施設設計、住民説明会、職員研修、職員募集などのプロセスを共有した。

● 2012(平成24) 年

8月に、地域密着型総合ケアセンターきたおおじを開設した。この集まりは、社会福祉法人グループリガーレとして活動を続け、京都市内以外の法人も参画した。

● 2017(平成29) 年

社会福祉法人として認可されたりガーレ暮らしの架け橋と合わせると、8法人体制となった。

● 2020(令和2) 年

6月に、社会福祉連携推進法人が制度化され、当法人グループでも社会福祉連携推進法人を設立すべきかについて議論を重ねた。その後、8法人による緩やかな連携である「地域包括ケア事業研究会」の下でグループ活動を継続することとなり、一方従来通りのコアな複数法人で連携していくことが必要だと判断した現在の5つの法人が参画する社会福祉連携推進法人リガーレが設立され、2つのタイプの連携活動を行うこととなった。

● 2022(令和4) 年

5月に5法人で設立した。

役員・評議会構成員の人選

当連携推進法人は全国最初の認定ということもあり、役員・評議会構成員の人選には時間をかけて行った。対面で頻繁に会えることを必要条件として、地元の人物を入れるとともに、福祉、介護事業に知見があり、評価することができる人物に依頼をした。

●なぜ、「連携推進法人」なのか？



それまでのグループ活動を通じて、理事長同士や職員同士の信頼関係がすでに構築されており、その関係性を継続的に発展させる仕組みとして、社会福祉連携推進法人を設立することが妥当と判断された。連携推進法人の設立に向けた旗振り役がいたことも大きい。

一方、「地域包括ケア事業研究会」は、その後18法人に拡大し、緩やかな連携活動が行われている。

緩やかな法人同士のつながり

緩やかな連携活動である「地域包括ケア事業研究会」では、年会費1万円で3回の制度・経営に関する勉強会、次世代の経営人材研修会、そして個別な経営支援を実施しており、制度・経営研修会は毎回、福祉業界等で著名な講師を呼んで講演会中心の活動が行われており、次世代経営人材研修会は年3回20人余が参加して実施している。

当初は8法人でスタートしたが現在18の社会福祉法人・社会医療法人・NPO法人が加盟して活動が継続している。

このような法人間の緩やかなつながりは今後も拡大を目指しており、希望する法人が連携推進法人に加わる可能性も視野に入れている。

法人機能一部統合の可能性

連携推進法人の設立過程から、協議を進めてきたことから、5つの社員法人は理念も共有しており、委員会活動を通じた職員間の協働活動も進んでいる。連携推進法人の理事である、社員法人の理事長も2か月に1回程度は協議する場が設けられており、それぞれの事業の進め方についても、情報共有がなされている。

そのため、決定しているわけではないが、法人機能の一部の統合を検討するなどの強いつながりを持っている。

●連携推進法人としての活動

連携推進法人前から、人事交流や委員会活動といった活動は実施されており、連携推進法人設立後も、特に大きく活動内容は変わっていない。連携推進法人となることで、5つの業務ごとに多くの職員が参加するようになり、理事会、評議会などガバナンスが確立したことにより活動の位置づけがより明確になった。

現在も5つの業務ごとに活動を担っている委員会活動を中心に活動内容を社員法人の職員が企画運営している。

人材確保等業務



統一研修

連携法人が共同で確保した専任職員（スーパーバイザー）を中心に、5法人の施設長クラスの職員が研修企画を行い、年間を通じた研修を実施している。小さい法人単独では実施が難しい経験別・階層別研修を年間60回余り実施している。具体的には、採用時の新人研修、入職1年目、2年目それぞれの専門研修、採用5年目以降の職員を対象としたOJT研修、リーダー・役職者研修も行われている。更には介護福祉士、介護支援専門員などの資格取得支援研修も行っている。

人材確保共同事業

人材確保のために、各法人に総務部門責任者等で構成される人材確保専任職員と、採用2～3年目の若手職員によるリクルーターを選出し、学生とともに社員法人の施設を巡るバスツアーの企画や就職フェアへの出展、広報ツールの作成、大学・専門学校への訪問、ホームページ作成、リクルーター育成などの取組を行っている。

さらには、外国人技能実習生の受入も共同で行っている。

スーパーバイザーによる巡回

社員法人が抱える課題について、スーパーバイザーが介入、助言、伴走をしている。具体的には、研修体系の整理やOJTの仕組みづくり、会議体系の整理などを行っている。

スーパーバイザーは連携推進法人の活動を専任で活動しており連携推進法人リガールの人材に関する事業の中核的な役割を担ってきた。

地域福祉支援業務



各社員の地域課題が異なることから、地域公益的取組の企画・立案、調整のため、地域公益的取組の分類及び見直し、深化したい地域公益的取組の研究、実施項目の可視化を通じて各社員が行う取組のノウハウを共有しており、共同で実施する地域公益的取組を検討している。

委員会活動

同連携推進法人は地域福祉推進委員会、災害対策委員会、経営対策委員会、人材戦略委員会（人材確保）・人材育成部会、介護みらい検討委員会（物資等共同購入）の6つの委員会を作っており、5名の理事長等が委員会を主催し、5法人から担当職員が集まって開催。各委員会の実施濃度は差があるが、研修や調査を行うなど、それぞれの取組を行っている。



連携推進法人 設立効果

連携推進法人設立前よりすでに、グループで連携して活動を行ってきており、連携推進法人設立に伴う活動内容に大きな違いはない。

しかし、社員法人の業務内容や課題、会計状況などが公式な場で公開され、議論されることになったため、法人間での緊張感が保たれ、ガバナンスや説明責任という意味では大きな効果があったと考えられる。

また、現段階では厚生労働省がホームページにて連携推進法人の設立状況を公開していることから、社員法人の社会的信用度が高まる効果があるようである。

生産性向上のノウハウの共有やICT導入についても、社員法人間で共有できた点も効果といえることができる。

今後に向けて

・人事交流

現段階では実現できていないが、将来的には社員法人間の異動や出向などの人事交流を進めていきたいと考えている。ただし、異動や出向する職員の旅費や居住地の事務的な負担をどうするか、職員の「移動や出向」に対する考え方の違いや、人選の方法、目的を職員に適切に伝えるための準備が必要であると考えている。

・外国人介護人材の導入

新たに設けられる予定の「育成就労」外国人の支援機関を含め、受入の様々な仕組みづくりなどの共有を図りたいと考えている。

・介護DXの導入

介護の生産性向上や事務の共通化は社員法人の中で各々先駆的に取組が行われている。しかし、5法人が利用しているソフトウェアが違うため、共有化できていない現状がある。

この点については、介護みらい検討委員会（物資等共同購入業務）にて検討を進めており、費用対効果の最大化を目指して、現在検討を進めている。

調査協力 当法人代表理事 山田尋志氏

2

リゾムウェル



社会福祉法人桃林会と社会福祉法人豊悠福祉会は当初から協力関係があり、法人経営について、情報共有、人的交流、研修の合同実施などを重ねる関係であり、連携推進法人制度の全体像が見えてきたタイミングで、インフォーマルな連携をフォーマルな形にすべく連携推進法人が設立された。

連携推進法人としては、協働での地域福祉支援業務を行うとともに、人材開発などの分野で「経営」の視点で、共通の法人改革を進めており、連携推進法人がその結節点となっている。

2022（令和4）年6月設立認定



本部体制

職員体制 : 専従職員1名 ※社員法人からの出向
 主な業務 : 連携推進法人の運営統括、予算決算会計、理事会運営事務
 ※具体的な実務面では、社員法人の事務職員の協力も得ている。



役員体制

理事 : 6名 社員法人の理事2名含む
 監事 : 2名 社員法人の監事1名 財務知識を有する他法人取締役1名
 評議会構成員 : 3名 社員法人の評議員 外部の人材育成専門家、



運営

参画要件 : 特になし 現時点では社員法人を増やす予定はない
 入会金 : 20万円
 年会費 : 20万円
 本部運営財源 : 入会金と年会費で運営
 実施業務運営財源 : 社員法人から業務委託料が連携推進法人に支払われている
 設立費用 : 主に登記費用

社会福祉法人桃林会

本部所在地：大阪府摂津市

実施事業：高齢者福祉、児童福祉
 障害福祉、医業

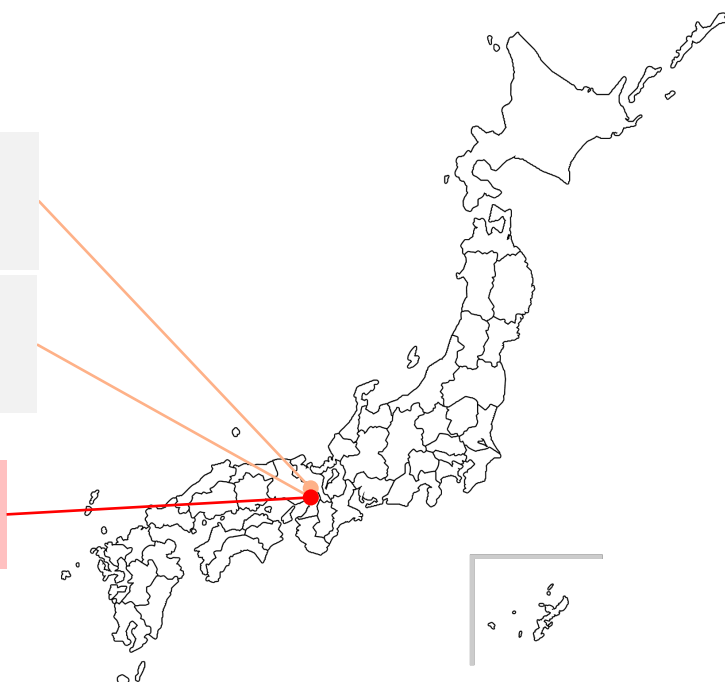
社会福祉法人豊悠福祉会

本部所在地：大阪府豊能町

実施事業：高齢者福祉、児童福祉
 障害福祉、医業

連携推進法人本部

大阪府摂津市
 社会福祉法人桃林会内



●設立の経緯



社会福祉法人桃林会と社会福祉法人豊悠福祉会は当初から協力関係があり、法人経営について、情報共有、人的交流、研修の合同実施などを重ねる関係である。

社会福祉連携推進法人制度の全体像が見えてきたタイミングで、両法人の連携を公的な位置づけとすべく、社会福祉連携推進法人を設立した。

● 1952(昭和27) 年

社会福祉法人桃林会が大阪府摂津市に設立され、保育所等の事業を開始した。

● 1999(平成11) 年

社会福祉法人桃林会が大阪府豊能町にて、高齢者福祉事業を開始する。

● 2012(平成24) 年

社会福祉法人豊悠福祉会を設立し、通所事業を開始した。

● 2014(平成26) 年

社会福祉法人豊悠福祉会が地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業、障がい事業生活介護、就労継続支援B型の事業を開始する。

● 2015(平成27) 年

地域密着型サービスへのニーズの高まりを受け、府内二拠点での事業を効率的に実施すべく検討し、豊能町での高齢者介護事業を廃止し、社会福祉法人豊悠福祉会が豊能町での事業の指定を受け、事業所、利用者、職員等も引き継ぐ形で事業を開始した。

● 2017(平成29) 年

両法人において、法人制度改革およびガバナンス強化の一環として、理事会および評議員会を刷新し、両者が連携して経営を行っていくための「連携推進会議」を設置した。「連携推進会議」では、財務、人材育成、人材採用等を議題として年に3回程度定期的に開催することとした。

● 2020(令和3) 年

連携推進法人制度の大枠が見えたタイミングで「連携推進会議」を中心に、本格的に連携推進法人開設に向けた検討を開始した。

● 2021(令和4) 年

年明けごろから大阪府認定所轄庁と協議を開始しており、大阪府でも前例がなかったため、お互いに情報を密にして協議を進めた。その後、6月に連携推進法人を設立した。

役員・評議会構成員の人選

連携推進法人の代表理事を社会福祉法人桃林会から選任した。社会福祉法人豊悠福祉会からは理事を選任した。その他、社会福祉法人豊悠福祉会の事業統括などを理事とした。また、連携推進評議会の構成員は、過去人材確保業務で協力してもらった人物等に担ってもらうこととした。

なお、連携推進法人の役員等の選任については、両法人の理事を兼務する者が多いため、その中から絞るのが難しかった。

●なぜ、「連携推進法人」なのか？



設立経緯から社会福祉法人桃林会と社会福祉法人豊悠福祉会は相互に連携関係にあったものの、相互の独立性を維持したまま、経営することを重視している。そのため、現時点では合併は考えておらず、現在の連携推進法人の形態が最も合致していると考えている。また、今後は法人格が異なる法人との連携なども視野に入れていることから、合併だけではない連携の在り方が検討できると考えている。

連携推進法人として、連携していることを公式に対外的に発信することで、人材確保に特にプラスの効果があったと思われる。特に特定技能制度などの外国人の就労などに効果があると考えている。

●連携推進法人としての活動

両法人が協働して地域福祉支援業務として、地域住民を巻き込んだファッションショーや動画配信サイトを活用した情報発信を行っている。

また、対話型組織開発法を活用して、共通の視点での人材育成を実践しており、連携推進法人が結節点となってこれらの活動を支えている。

地域福祉支援業務

地域住民を巻き込んだファッションショー

地域住民の方がモデルとなってファッションショーを実施した。このプロジェクトでは、社員法人の職員が企画段階から関与して、当日の運営までを実施した。連携推進法人としては、両法人が公益的な取組として実施したこのプロジェクトの調整役を担った。

利用者と住民を巻き込んだ動画配信

両法人が共同で運営している動画配信サイト（ろんじぇびTV）を、連携推進法人としても推進している。同サイトでは、職員がインタビュアーとなり、利用者に近隣住民の方が相談するというスタイルで、利用者と近隣住民の交流を図りながら、活動をしている。

※こども食堂などの取組も実践している。

災害時支援業務

連携推進法人の設立前から、両法人は共同で事業継続計画（BCP）を策定していた。連携推進法人が設立された後、そのBCPをベースとして、協働で外部コンサルタントに依頼し、ブラッシュアップした計画を策定した。今後は、この計画と合わせて、災害時の支援拠点的な位置づけとなれるように活動することも視野にいれている。

経営支援業務

社員法人の中には、MBA（経営学修士）保有者が数名おり、彼・彼女らを中心として相互にコンサルテーションを実施し、経営の視点を両法人に入れることで、早期の経営改善やブラッシュアップにつなげたいと考えている。また、両法人を一体とした連携推進法人としてアニュアルレポート（年次報告書）を作成している。さらに、技能実習制度による管理団体の設置の検討を進めている。

人材確保等業務

外部有識者を呼んで、保育士を対象としたキャリアアップ研修を実施しており、連携推進法人が両法人と協働で行うことで、保育に関する共通の知見をもとにしたスキル向上につなげることができた。このような協働研修も含め、ミドルマネージャーを対象としたスキルアップ研修は今後も加速化させていきたいと考えている。

研修を実施する際は、お互いが対話を繰り返すことで自らの課題や強みを再認識する手法である対話型組織開発法を重視している。組織作りにおいても対話を重視して、職員一人一人のモチベーション向上につなげていきたいと考えている。また、対話により、両法人の連携もより深まると考えている。

また将来的には成年後見制度における法人後見や外国人材の受け入れ支援（特定技能制度）の検討を進めている。なお、現時点では明確に人事交流をしているわけではないが、新規事業設立時の相互のサポート体制の構築などの下地はできつつある。

物資供給業務

両法人で必要となる備品の共同購入等の調整業務を行っている。今後、社会福祉法人豊悠福祉会が介護保険における福祉用具販売・貸与事業を開始し、社員法人に対応する仕組みを構築して、これら事業の内製化を進めていきたいと考えている。



連携推進法人 設立効果

連携推進法人を設立することとで、両法人の距離が近くなることにより、主に次のようなメリットがあると考えている。

・ガバナンス強化

これまで以上に、相互の経営状況を把握しやすくなり、お互いの経営に遠慮なく意見しあえるようになった。このことにより、相互牽制が働くようになった。

・経験がなかった領域を埋める

外部講師を呼び合同研修を行うことができるようになるなど、お互いの経験を話し合う場を作ることができた。

・組織アイデンティティの確立

両法人の管理職が集まり、合同研修を実施することで、法人間の違いを踏まえたフィードバックをしあえるようになり、より一体感が生まれた。

・人材確保・育成面でのスケールメリット

合同研修で外部講師に依頼したり、採用時に連携推進法人により求人することなどが、単体の法人で実施するより、実施しやすくなったと感じている。

・地域に根差した法人経営の継続

合併等により法人が大規模化してしまうと、小規模法人が行ってきた地域密着型の実践がしにくくなる可能性があり、そういった活動を継続するためにも、連携推進法人は社員法人の独立性を担保した形態でもあるため、メリットがあると考えられる。

今後に向けて

現在も当初の計画にのっとり、社員法人が共通の理念のもと活動を続けている。今後は、連携推進法人としての人材確保や育成、物資供給などの活動を実施していきたいと考えている。

今後、課題になると考えられることとして、連携推進本部の事務局体制がある。今年度（令和5年度）はそれほど多くの事業を実施していないので、専従職員1人の体制で対応できているが、今後外国人材の受け入れなどを開始すると、登録支援機関としての事務量・外国人の相談業務が大幅に増えることが予想される。そのため、業務を分散させる必要があると考えている。

また、今後、職員の交流を進めようとする、相互交流するための規程等の定めがないことから、仕組みをまずは構築する必要がある。

なお、現在保育士キャリアアップ研修を行っているが、社員法人のみの参加であれば、連携推進業務における人材確保等業務となるが、他の法人が参加することによりその他の業務となる。社員法人でなくても参画できた方が効果は高いと思われることから、今後の運営方法について検討したいと考えている。

調査協力 当法人事務局 井口仁氏・林真紀氏

3

日の出医療福祉グループ

創業120年を超える老舗みりん醸造会社が社会貢献のため、1992年の社会福祉法人日の出福祉会を設立したことを始めとして、長く地域の社会福祉事業を展開してきた。より地域への貢献を進めていくためには、このような理念を同じくする法人が集まり、より強固に連携して事業展開することが重要であるとし、連携推進法人制度が設立する以前より、一般社団法人を設立し地域での活動を続けてきた。現在も地域を中心としたさまざまな活動やICT化の促進等において連携推進法人が中心となり活動が行われている。

2022（令和4）年8月設立認定



本部体制

職員体制 : 専従常勤職員 8名（主にIT関連職員）
 専従非常勤職員 4名 兼務職員 3名
主な業務 : ICT化に関連した業務（専従職員を配置）
 人材確保等業務（特定技能者の養成等）連携推進法人の運営統括
 予算決算会計、理事会運営事務 等



役員体制

理事 : 6名 学識経験者、施設経験者、行政経験者等
監事 : 2名
評議会構成員 : 4名 弁護士、他法人役員等



運営

参画要件 : 賛助会員等での状況を踏まえ、理事会で承認
入会金 : 100万円
年会費 : 240万円 ※前年度のサービス活動収益額計30億円以上の法人の場合
 ※賛助会員（独自制度）は 会費 12万円、入会金10万円
本部運営財源 : 入会金および年会費 社員法人からの委託費等
設立費用 : 連携推進法人ができる前より、協働事業を行うための一般社団法人を設立していたため、連携推進法人の設立に要した費用は特にない。

社会福祉法人日の出福祉会

本部所在地：兵庫県稲美町
 実施事業：高齢者福祉、児童福祉
 障害福祉、教育事業

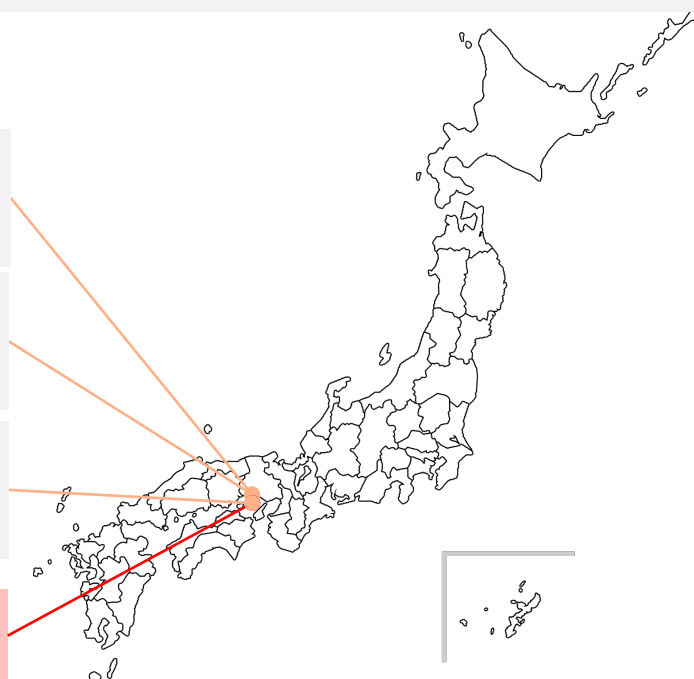
医療法人社団奉志会

本部所在地：兵庫県加古川市
 実施事業：医業、高齢者福祉
 障害福祉

社会福祉法人博愛福祉会

本部所在地：兵庫県加古川市
 実施事業：高齢者福祉、児童福祉
 障害福祉、その他

連携推進法人本部
 兵庫県加古川市



●設立の経緯



老舗みりん醸造会社が創立90年を契機に社会福祉法人を設立したことが契機となり、その後、理念を同じくする3つの法人を社員法人となる連携推進法人として設立し、地域貢献活動や人材確保のための取組を進めている。

役員・評議会構成員の人選

本連携推進法人の理事は、一般社団法人時の役員（みりん醸造会社の元代表等）のほか、兵庫県の関係者、学識経験者などが役員となっている。

賛助会員

本連携推進法人では、独自に賛助会員制度をとっており、会員外法人に対して、経営相談を通じて、当連携推進法人の理念や主旨を伝え、賛助会員への入会を促している。賛助会員入会後の実績を踏まえ、当該法人が希望し、理事会で承認された場合、社員法人となる道筋を提示している。

●社員法人の今後

今後、本連携推進法人の理念に賛同し、社員法人の同意が得られれば、社員法人を増やしていきたいと考えている。ただし、ICT化の共同実施等を考えると、一定程度の負担金の支出が必要となることから、社員法人となるには剰余金等が一定程度必要であり、負担金のために利用者サービスや職員の福利厚生が低下してしまう事態が起きかねないことから、参画に当たっては一定の収入の規模があったほうがよいと考えている。そのため、まずは賛助会員からスタートし、経営が軌道に乗ってきってから参画してもらうことを期待している。

●1992(平成4)年

兵庫県稲美町にあるみりん醸造会社が地域貢献で、社会福祉法人日の出福祉会を創設。

同年に医療法人社団奉志会も医院を開業。

●1993(平成5)年

他法人から事業譲渡を受け、社会福祉法人博愛福祉会が創設。

●2016(平成28)年

社会福祉法人日の出福祉会、医療法人社団奉志会、社会福祉法人博愛福祉会の共同事業体として「一般社団法人日の出医療福祉グループ」が設立された。当時は、IT人材を確保しようと試みるも各法人単体での採用は難しく、母体となった醸造会社でも採用が難しいと感じていた。そのため、IT人材を複数名採用し、福祉や医療でのIT化を促進することを目的としての設立であった。

また、具体的な共同事業として、日の出塾（兵庫大学と連携した公開講座）の開催や、ICT化の共同実施（グループ各法人のICT化サポート、web広報など）を実施した。さらには、子ども向け職業体験テーマパークのパビリオン出展などを行ってきた。

●2020(令和2)年

社会福祉法改正を受け、これまでの一般社団法人での取り組みをより組織的に運用するため、社会福祉連携推進法人設立の方針を決定した。兵庫県との協議も開始し、具体的に動き出すために事務局準備のための人材採用を行った。その翌年には、グループ内に連携推進法人設立準備室を設置し、設立準備に着手した。

●2022(令和4)年

グループの3法人が30周年の節目を迎えた7月に兵庫県に認定申請を行い、8月に認定を受けた。

●連携推進法人としての活動

社会福祉推進法人の制度が設立する以前より、一般社団法人が設立されており、その法人を通じて幅広く活動していた。

設立を契機に連携推進法人として、ICT化促進のための人材を雇用し、社員法人と一体的にICT化を進めている。

地域福祉支援業務

地元大学との連携

兵庫大学（加古川市）との連携により、介護人材に係るニーズを把握し、同大学の入学希望者及び学生を対象とした奨学金制度（社員法人は、職員採用により、勤務年数・月数に応じて返還免除）を創設するなど社員法人と共同による企画立案を行った。この制度は他の大学にも展開していくことを現在進めている。

地域住民への周知広報

「日の出塾」（公開講座）を開催し、地元住民や学生への講座も受講する中で、本連携推進法人や社員法人の取組の周知、広報を行っている。

災害支援業務

連携推進法人において、「日の出医療福祉グループ災害対応指針」を策定しており、同指針に基づき、台風・地震等の発生など危機管理事案に対して、利用者の安心安全を守るため、社員法人が連携して、危機管理（災害）対策本部を合同で設置し、被害を最小限にとどめるとともに、一刻も早い事業継続と早期復旧を目指すものとなっている。

このほか、大地震等の自然災害や感染症発生時のBCP（事業継続計画）の作成を支援している。

経営支援業務

業務におけるICT化の推進

業務に使用するIT機器やサービスの調達・導入やインフラ整備、システム導入・開発に至るまで幅広く担当し、業務におけるICT化を迅速かつ安全に提供することで、社員法人が将来にわたり事業継続可能となるように支援している。具体的には次のような業務である。

- ・ 業務で使用するパソコン・モバイル機器などの調達・管理
- ・ システム導入支援。開発・保守による業務の工数・経費削減、効率化
- ・ 会計処理システムの導入支援・開発・保守による経理業務の工数・経費削減
- ・ サイバーセキュリティ対策業務
- ・ 新規事業所開設時のIT導入支援・インフラ整備
- ・ 既存事業のIT関連全般の保守業務
- ・ IT関連の各種契約状況の見直し・最適化により経費削減
- ・ ヘルプデスク業務

Web広報等の推進、広報活動の推進

社員法人からWebサイト・広報物等の制作や、広告運用などを受託し、医療・介護・福祉施設もしくは受託企業のPR支援並びに利用者獲得を図っている。具体的な業務は次の通り。

- ・ webサイトの作成・更新・保守
- ・ パンフレット・チラシ・名刺等、印刷物の制作
- ・ 施設・サービスのPR動画、採用動画等の制作
- ・ インターネット広告・SEO対策・新聞折込・ポスティング等を駆使した集客・採用支援
- ・ 広報誌の発刊（隔月1回、年6回）
- ・ 新聞・テレビ他マスメディアへの情報提供

コンサルティング事業

当連携推進法人の社員法人及び職員は、医療及び社会福祉事業運営に関する高度なノウハウを保有していることから、これらのノウハウをもとに、医療・介護・福祉のレベルアップを図るとともに、連携強化をするため、各法人の医療施設及び社会福祉施設に対してコンサルティングを行っている。主に以下のような活動を行っている。

- 社会福祉事業運営者の人的交流支援
 - 自立支援を進めるための取組指導
 - システム化等効率化を図った利用者確認のノウハウ提供
 - リハビリ機器の選定及びリハビリメニューの作成
 - 運営管理システムの構築支援
- 専門的知識を有する者の助言等
 - 導入機器の使用及び機種を選定
 - 財務、経営相談
 - 人材教育（危機管理、感染症対策等）

物資等供給業務

業務に使用するIT機器やサービスの調達・導入やインフラ整備、システム導入・開発に至るまで幅広く支援し、業務におけるICT化を迅速かつ安全に提供している。パソコン、無線機器、業務用スマートフォン、セキュリティソフト等の一括購入を実施している。

人材確保等業務

人材確保業務として幅広い活動を行っており、以下にあげるような活動を行っている。この他にも、地元サッカーチームと連携した「スポーツ枠」採用による介護人材の育成・確保、福祉系・医療系大学との連携による介護・福祉人材の育成・確保、奨学金制度の実施などが行われている。

研修等の実施支援

資格取得支援講座として、教育研修の実施を支援しており、社員法人による共同実施や、賛助会員等にも参画を促している。今後も、幹部職員研修、日の出塾等で、ハラスメント等の研修などを実施していく予定である。

インドネシアによる特定技能者養成

インドネシア政府（労働省）と本連携法人との間で協定を締結し、インドネシアの職業訓練校での介護人材の養成、特定技能者（介護）の受入を支援している。

人材確保・人材交流支援等

社員法人に対し、人材確保・人材交流を目的として、エキスパート人材（管理職、介護支援専門員、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護福祉士）を出向させ、各法人の支援の質の向上を支援している。また、これらの人材の交流も進めている。

社員法人からの人材採用業務の受託

社員法人からの人材採用業務を一括で受託しており、専用求人サイトの立ち上げ、運営や、就職セミナーの開催などを行っている。

介護業務への理解促進による人材確保

小学生等を対象に、介護福祉士の仕事を体験できる「ケアサポートセンター」パビリオンを、職業体験テーマパーク（西宮市内）に出展し、兵庫県と協力して介護の仕事の普及と啓蒙を進めている。



連携推進法人 設立効果

一般社団法人や一般財団法人ではなく、社会福祉法に基づく連携推進法人となることで、大きく分けて次のメリットがある。

・介護人材の求人力・定着化の向上

社会福祉連携推進法人に認定される以前より近隣の兵庫大学との連携は進めていたが、これに加え、関西福祉大学（赤穂市）や神戸常盤大学（神戸市長田区）との連携協定に基づく産学連携の取組を進めている。

また、インドネシア政府（労働省）との人材養成協定に基づく特定技能者の養成などの国際的な取組も実現し、2023年度には約100名の養成を進めている。

・IT人材の確保、ICT化の効率的実施

連携推進法人として、約10名のIT人材を雇用しており、ICTのハード系の管理を行う部署と、webページや映像などのコンテンツを作成するソフト系の部署の2チームで運営している。また、職員が利用するIT機器やソフトウェアのライセンス管理、サーバー管理等のヘルプデスクなどもこれらの部署で行っており、職員の業務効率化等に貢献している。

社員法人単体でこのような部門を創設することは難しいことから、連携推進法人でこれらの業務を一手に引き受け、各法人もその恩恵を受けられるということは大きなメリットである。

・金融機関等の信用の向上

社員法人は、いずれも事業活動収入が50億円超の規模の法人であるが、3法人を合わせると200億円弱の規模の法人となることもあって、本連携推進法人及び社員法人の金融機関からの信用力もさらに高くなるというメリットがある。また、賛助会員についても、これらの法人のグループ法人の位置付けがあることで、信用力が高まるといったメリットがある。

今後に向けて

構業務執行理事は「財政基盤の確立が今後の連携推進業務をより発展させていくためには重要になると考えている。今後は、社員法人の経費負担や会費のあり方などについて検討を進めていく予定である。

また、賛助会員については、法的には明確な位置づけがあるわけではないが、連携推進法人としての賛同者を増やしていくためには、制度として位置づけることも必要であると考えている。」と、今後の課題を挙げている。

調査協力 当法人事務局 構氏、雁金氏

4

光る福祉

光る福祉会は設立当初から連携して法人運営を行っていた2つの社会福祉法人が中心となり、そこに株式会社が加わった連携推進法人である。千葉県内を活動の拠点として、社会福祉事業を展開する3つの法人が地域福祉や経営改善等の視点で活動をしている。

2022（令和4）年10月設立認定



本部体制

職員体制 : 専従非常勤職員 2名
 主な業務 : 連携推進法人の運営統括、予算決算会計、理事会運営事務
 ※具体的な実務面では、社員法人の事務職員の協力も得ている。



役員体制

理事 : 6名 社員法人の理事長3名 県内の社会福祉法人理事長等
 監事 : 2名 元教育長、県内の社会福祉事業経営者
 ※社会福祉法人光明会の監事を兼務
 評議会構成員 : 6名 社員法人の社会福祉事業関係者 利用者の家族等



運営

参画要件 : 特になし 法人本部での活動関連費用
 入会金 : 10万円
 年会費 : 24万円
 本部運営財源 : 入会金および年会費
 設立費用 : 主に登記費用

社会福祉法人開拓

本部所在地 : 千葉県八街市
 実施事業 : 高齢者福祉、児童福祉
 障害福祉

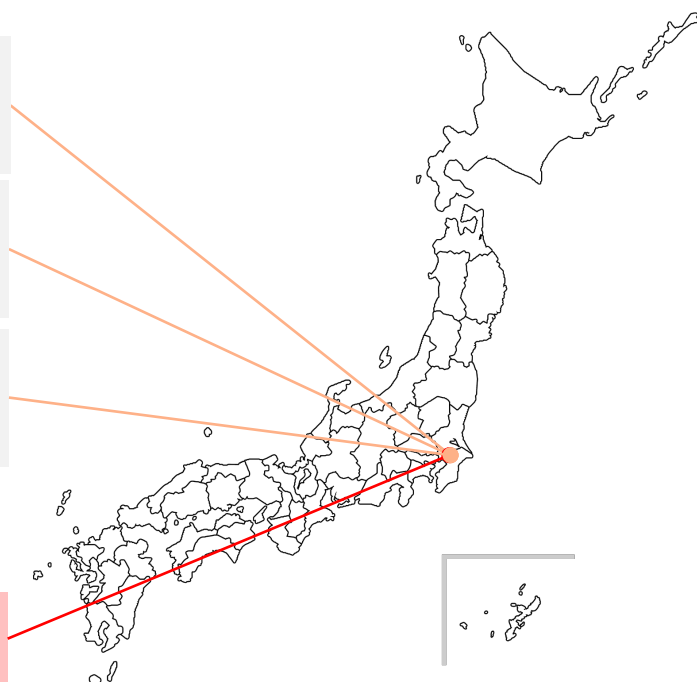
社会福祉法人光明会

本部所在地 : 千葉県八街市
 実施事業 : 障害福祉

株式会社グッドライフ

本部所在地 : 千葉県八千代市
 実施事業 : 障害福祉

連携推進法人本部
 千葉県八街市



●設立の経緯



設立当初より関係が深かった社会福祉法人同士が、独立性を担保しつつ、公的に認められた協力関係を構築することを目的として設立された。連携推進法人制度創設のタイミングに設立に賛同する株式会社も加わり、3者で認定を受け設立された。今後は、理念に共感した社員法人を増やしていくことも視野に入れて、より有益な活動を進める予定である。

●1998（平成10）年

社会福祉法人光明会が設立。

●2007（平成19）年

社会福祉法人開拓が設立。社会福祉法人開拓の設立当時の理事長（現理事長の兄）と社会福祉法人光明会の理事長は八街市議時代の同期関係であり、法人設立当初より協力しあいながら社会福祉事業を展開していた。具体的には、災害時の協力、職員研修の合同開催などの活動が行われており、連携推進法人の認定を受ける前から、連携協力協定を結ぶなどの協力体制が築かれていた。

●2021（令和3）年

現在インフォーマルな関係である両法人の関係を、お互いの独立性を保ちつつ、フォーマルな関係にするために、連携推進法人の制度の全体像が見えてきたことから、連携推進法人設立に向けた準備を始めた。

連携推進法人創設の準備を進めていたところ、千葉県内で障害福祉事業を展開しており、千葉県社会就労センター協議会（SELP協）の活動でも接点があった株式会社グッドライフの代表取締役が連携推進法人への加盟に前向きな意向があった。株式会社グッドライフの代表取締役はオープンなマインドの持ち主で経営に関するノウハウをいろいろとっており、社会福祉法人にはあまりない経営感覚を持っていると考えられたことから、連携することでプラスになると考えられた。社会福祉法人開拓と社会福祉法人光明会の両者とも、もともと同社に接点があったことから、株式会社グッドライフの申し出を受け入れ、3者で協議を進めた。

●2022（令和4）年

所轄庁の千葉県とも社団法人設立タイミングから相談し、10月に連携推進法人の認定を受けた。

役員・評議会構成員の人選

連携推進法人の役員等の人選については、社員法人の代表者の他、もともと接点のある千葉県内の社会福祉法人や市議、大学の教員等に依頼をしており、特に人選に困ることはなかった。監事は所轄庁である千葉県にも確認し、社員法人の監事でも問題ないとのことから、社会福祉法人光明会の監事に依頼をした。

また、連携推進法人の役員等の人選については、社員法人の理事会・取締役会にて、特に異論なく了承が得られた。

●なぜ、「連携推進法人」なのか？



連携推進法人は、フォーマルな関係性のもと社員法人同士の独自性を維持して事業を展開できることの意義が大きい。対外的にも連携していることを示すことができることで、人材確保の面でもプラスに働くと考えられた。

また、社会福祉法人だけではなく、株式会社も連携できるというメリットがある。社会福祉法人だけではなく、株式会社等の民間の経営の視点が入れられることもメリットと感じた。

なお、社会福祉法人開拓と社会福祉法人光明会は設立の経緯やこれまでの関係性を考えると合併という選択肢も可能性があるが、現時点では独立性を保ったまま経営することが重要であると考えられることから、すぐの実施は想定していない。

●連携推進法人としての活動

当連携推進法人における連携推進業務として、社会福祉協議会と連携した地域福祉支援業務、人事評価システムの共通化などが活動の特徴として挙げられる。

また、理事会の他に、コアになる人材が集まって実施する「経営層会議」を開催していることも特徴と言うことができる。ただし、設立して間もないこともあり、今後の事業展開は経営層会議を軸に現在様々な業務を模索している段階である。

地域福祉支援業務

当連携推進法人では、社会福祉法人に義務づけられた「地域における公益的な取組」を効果的に遂行するために、困窮者等事業対象者のニーズ把握にかかる研究や、社員法人単独より共同実施の方がその効果が期待できるケースの研究等を実施することとしており、今後連携推進法人において推進していくことを計画している。

具体的には、令和5年度に、八街市社会福祉協議会からの依頼に基づき、生活困窮者自立支援事業の「学習支援」を実施するための会場提供を実施する予定であり、令和6年度に「学習支援」を複数箇所で開催するための準備を進めている。また、八千代市社会福祉協議会にも同様のスキームでの実施を提案しており、この他にも、地区社協と連携した取り組みを今後実施していくことを検討している。

経営支援業務

参画する3法人の幹部が社会福祉事業の経営について学ぶ場を設けている。実施方法については、令和5年度現在模索中ではあるが、株式会社のノウハウも吸収しつつ、顧客ニーズの捉え方や外部環境の捉え方など、法人経営に関する勉強会を開催する。

この他にも、支援方法に関する勉強会や、経営理念について検討する場を設ける等、次年度以降に向けた活動内容を模索しているところである。

人材確保業務

社員法人間共通の人事評価システムの導入（光明会と開拓）や福祉の専門技術の発表会などの取組を行っている。将来的には、人事交流や協働での採用説明会の実施などを検討している。

共通の人事評価システムを導入

人事評価制度の運用自体は現在は各法人で行っているが、連携推進法人の社員法人間（光明会と開拓）で共通の人事評価システムを導入した。共通のシステムを導入することで、コスト面での効率化がはかれるとともに、将来的には人事交流や人材育成にもつながると考えられる。

また、将来的な人事評価制度の共通化なども視野に入れて、外部講師に依頼して、社員法人のリーダークラスを対象としたフィードバック研修を実施した。

発表会の開催

福祉専門技量実践研究発表会を連携推進法人として社員法人の職員を対象として実施した。事前に実践研究レポートを職員に提出してもらい、審査の上優秀者には発表会にて実践報告をしてもらった。発表後は社員法人理事等が審査し、優秀者を表彰するといった活動を行った。

本発表会を通じて、他法人の事業内容の理解が進むとともに、職員間の相互交流も進んだと考えている。

連携推進法人の運営を担う実務者会議

連携推進法人としての活動経過や今後の事業計画の策定といった法人の意思決定は理事会で行っているが、この他に「経営層会議」を実施している。

「経営層会議」は社員法人の理事長等が参加して3者で開催するとともに、頻繁にやり取りをして、研修等の活動内容について検討をしている。

現段階では、参加者の勉強会的な位置づけが強いが、今後は実務を進めるための中心的な役割を担うことが期待される。



連携推進法人 設立効果

・ 経営者同士の関係強化

連携推進法人のメリットとして、お互いに福祉事業を実施しようという思いを共有できることがあげられる。経営者は孤独であるので、経営者同士が話し合える機会があることが大きい。

・ 人材確保に関する効果

職員を獲得するために共同で求職活動を行うことでコストを低減できるメリットがある。また、求職者から見た信用力の向上といったメリットがあると考えられる。

今後に向けて

連携推進法人への加盟について、株式会社からの加盟への意思が寄せられたが、構成社員の社会福祉法人の割合が50%以上という要件から見合わせざるを得なかった。 設立して間もないということもあり、事業自体の展開はこれからであり、事業を展開していきたいと考えている。

調査協力 当法人代表理事 内藤晃氏

創業者が同じというルーツが同じ法人が集まり、連携推進法人が創設されることとなった。各法人の地域特性に合わせた活動の独自性を維持しつつ、公式にも連携が認知されることを目的として連携推進法人の設立を創設した。

2022（令和4）年11月設立認定



本部体制

職員体制 : 兼務職員 2 名 ※連携推進法人の設立にも関与。普段の関与率は 2 割程度
※理事会前後には関与率が上がる
主な業務 : 連携推進法人の運営統括、予算決算会計、理事会運営事務
※事業を実施する際は社員法人の職員が中心に実施
防災事業の際は、社員法人の 1 つがホストとなり事務局を担う。



役員体制

理事 : 6 名 社員法人の理事長 3 名、学識経験者、施設経験者、事務長等
監事 : 2 名 サービス内容がわかる人、財務がわかる人
評議会構成員 : 3 名 医師、施設管理者、財務がわかる人



運営

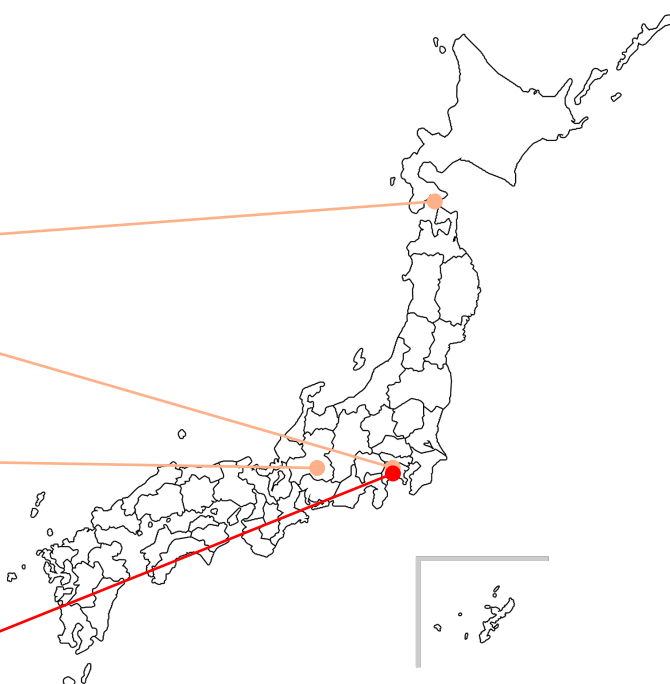
参画要件 : 特になし 現時点では社員法人を増やす予定はない
入会金 : 100 万円
年会費 : 120 万円
本部運営財源 : 入会金および年会費
設立費用 : 連携推進法人立ち上げのためのコンサルティング費用の他、登記費用、印紙代他雑費、連携推進法人のホームページ開設・作成費用

社会福祉法人戸井福祉会
本部所在地：北海道函館市
実施事業：高齢者福祉

社会福祉法人一誠会
本部所在地：東京都八王子市
実施事業：高齢者福祉、児童福祉

社会福祉法人五常会
本部所在地：岐阜県中津川市
実施事業：高齢者福祉

連携推進法人本部
東京都八王子市



●設立の経緯



3つの社会福祉法人の創業者が同じであることがきっかけとなり、連携推進法人を設立することとなった。

●2020(令和2)年

3法人合同防災協定を締結し、以降、毎年、合同で防災訓練を行うなどして親密な協力関係を築いてきた。この他にも、各法人で行事やイベントを行うときは、五平餅やジャガイモなど、各法人の地域の特産品を持ちより、ふるまったりしていた。また、社会福祉法人五常会を設立する際には、社会福祉法人一誠会で施設管理者が研修を受けるなどを行っていた。その後も、生産年齢人口の減少、深刻な過疎化の進行など年々厳しくなる経営環境に対応するため、法人間で理事を相互に擁立し、様々な視点から経営課題を解決する取組を行ってきた。

●2022(令和4)年

4月に社会福祉連携推進法人制度の施行に向けた検討を開始した。連携推進方針や事業計画の大枠を固め、外部コンサルティング会社の協力も得て同年9月には一般社団法人を設立し、11月に所轄庁である東京都より正式に社会福祉連携推進法人の認定を受けた。東京都における初めての認定であったが、適宜相談しながら進めることができ、スムーズにやり取りすることができた。

●2023(令和5)年

1月より、事務局長も着任し、本部事務局体制も整い、本格稼働することとなった。

設立時に、社員法人の理事への説明が一部不足していた点があり、その説明のために時間を要したが、丁寧に説明することで理解を得ることができた。

役員・評議会構成員の人選

理事は、社員法人の各理事長と学識経験者、地域の代表者、現任施設長等を選任した。選任にあたり、各法人の業務内容の他、法令等の知見などがある人を探そうすると対象となる人が限られてしまい、適任者を探すのに苦労した。また、社員法人の理事の位置づけについても整理する必要があった。社員法人の理事が、連携推進法人の理事とはならない場合でも、連携推進法人のアドバイザー的な位置づけで意見をもらうことにする等の役員体制に関する調整を行った。

監事は、過去に接点があった人物のうち、高齢者福祉や介護事業で行うサービスに関する知見がある人物と財務に詳しい人物に依頼をした。連携推進評議会の評議会構成員については、医療介護の理解がある岐阜県内の医師、と北海道で施設管理者の仕事をしている人物、財務に詳しい人物の3名に依頼をした。評議会は事業の実績報告の際にその評価をしてもらうことになるため、連携推進法人や社員法人と近い関係にあると機能しなくなると考えたため、そうならない人物を選任しようとした。しかし、適任者が見つからず、人選には苦労した。

●なぜ、「連携推進法人」なのか？



創設者は同じではあるが、地理的に離れており、各法人が地域に根差した活動を行っていることから、それぞれの法人が独自性をもって活動したほうが各法人や地域にとって有益であると考えられた。そのため、合併ではなく、各社員法人の独立性が維持される連携推進法人を選択した。独自性を活かしつつも、公的に連携できる点が選択した大きな理由である。

また、早い段階で連携推進法人を構築することで、広報宣伝できる効果があると考えたため、早いタイミングでの連携推進法人の設立となった。

●連携推進法人としての活動

連携推進法人ができてからまだ間もないこともあり、連携推進業務の活動は調査時点では計画段階である。

今後、経営支援業務、地域福祉推進業務など、連携推進法人の事務局が中心となって展開していく予定である。

経営支援業務

3法人に共通で、資格取得の支援や相談員、事務職員、介護職員のスキルアップさせていくための指導方法などについて、各法人のノウハウを共有をしている。育成のためのチェックリストも作成しており、各職員の育成のポイントが3法人共通で可視化できるようにしている。

地域福祉支援業務

地域福祉ニーズの発掘からサービス導入に至るプロセスについて職員が発表する合同実践研究会の開催を計画している。今後、各法人が実践してきたノウハウを共有することで、自法人の参考にしたりするなどし、水平展開されることを期待している。

災害支援業務

自然災害や感染症などの災害に対し、各社員法人が継続的に福祉サービスを実施可能とするために、相互支援体制を構築している。

具体的には、災害時支援ニーズの事前把握、被災社員法人に対する人材の応援派遣の調整、被災社員法人に対する応急的な物資提供の調整、利用者の他施設への移送支援の調整、避難訓練の共同実施やノウハウ提供などを実施する予定である。

連携推進法人の認定を受ける前から合同防災訓練を実施しており、災害時の受入訓練なども実施している。

物資供給業務

衛生用品などの調達価格を調査の上、3法人で共同購入した場合の見積もりを徴取し、データベース化して社員法人に対し水平展開し、共同購入に向けた資料を作成している。具体的には、介護機器や衛生用品などの一括調達、ICTを活用したシステムの一括調達、人事・財務などの経営システム改善に向けたコンサルティングの一括発注などを考えている。

今後、連携推進法人で購入するとすると、保管場所の確保が必要となるが、その費用負担をどうするかなど検討が必要な事項がいくつかある。地理的に離れているため、共同購入しても、保管場所から各法人に輸送することを考えると、個別に購入したほうが効果的であることもあり、実施方法について模索中である。

人材確保等業務

社員法人の社会福祉事業従事者の確保・育成のための支援を行っており、必要に応じ合同での採用募集、人事交流の調整、合同での研修の実施、外国人受け入れの相互協力などを行っている。



連携推進法人 設立効果

地域福祉ニーズの実現や、各法人の経営基盤の強化が重要であり、そのための経営ノウハウを共有し活用できる。また、全国規模の連携に対する信頼や信用が人材確保に繋がる。身近なところでは社員法人間での担当者同士で気軽に相談できる体制が構築され、日々の事業運営がよりスムーズに行うことができる。

今後に向けて

社会福祉連携推進法人における社員総会の実施や理事会の開催、社会福祉連携推進評議会などのガバナンスルールが、事業規模に比して負担であると感じている。

また、連携推進法人設立後に、新しく連携推進法人に参画するインセンティブがなく、構成法人が増えにくいといったことや、事務体制が十分でないため連携推進法人の取組を十分に周知できないなどの課題があるといえる。また、連携推進業務のための財政支援も十分とは言えないと感じているところである。

※ 令和5年度補正予算において、新設または社員を2以上増やした連携推進法人が、具体的な社会福祉連携推進業務を検討・実施する経費に対して補助することとしており、令和6年度も補助を行う予定。

調査協力 当法人事務局 平出肇氏

保育業界をよくしたいというビジョンに賛同する機関や団体が幅広く集結し、設立された。
活動を通じて、保育業界を変えていくためのムーブメントを起こすことを目的としている。

2022（令和4）年11月設立認定



本部体制

職員体制 : 兼務職員 3 名 ※社員法人からの出向
うち、1 人は設立当初は業務委託で業務に従事
主な業務 : 連携推進法人の運営統括、予算決算会計、理事会運営事務



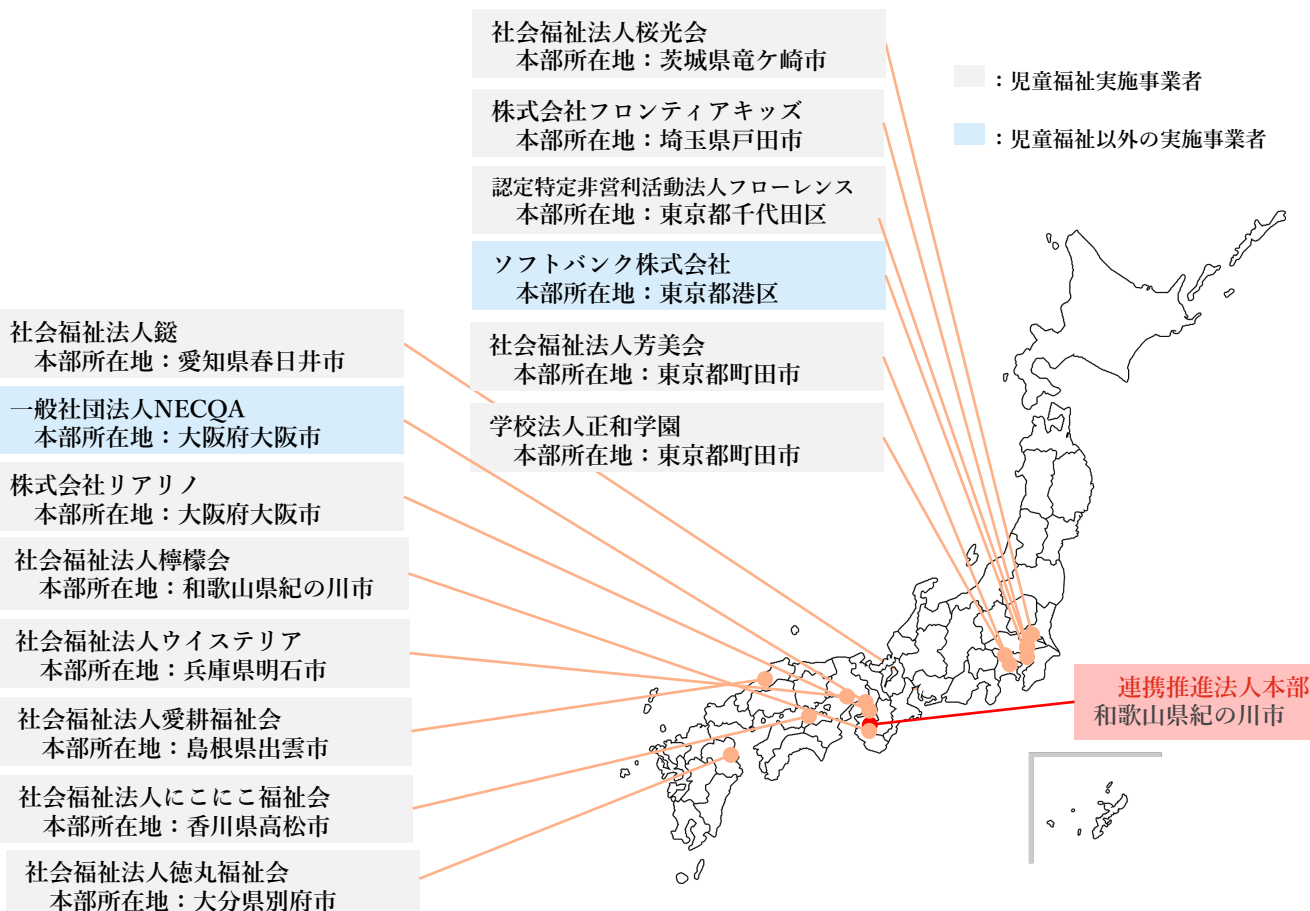
役員体制

理事 : 6 名
監事 : 2 名
評議会構成員 : 3 名



運営

参画要件 : 特になし 理念の共有と推進を行い、積極的に社員法人を拡大中
入会金 : 5万円
年会費 : 6万円
本部運営財源 : 入会金および年会費、その他、委託料、会費等
設立費用 : 約100万円
※登記等の費用、設立準備期に稼働した職員の人件費



●設立の経緯



保育業界をよくしたいというビジョンに賛同する機関や団体が幅広く集結する連携推進法人。活動を通じて、業界を変えていくためのムーブメントを起こすことを目的としている。

●2022(令和4)年

連携推進法人設立以前の東京大学で「あたらしい保育イニシアチブ2022」という1,100名が参加するイベントを開催した。同イベントでは、将来、待機児童が解消される未来でこどもが幸せだと感じられる社会を実現できるか、そのために保育業界は何をすべきかを考えることを目的に、先駆的な実践者や有識者、著名人に登壇してもらい、時代に先立つ保育について語り合った。

このイベント後、単に話を聞いただけのイベントで終わらせることなく、実際に社会に対して動いていくための組織体として、当連携推進法人が設立された。

●2023(令和5)年

2023年には「あたらしい保育イニシアチブ2023」も開催され、盛況のうちに終了した。

社員法人の拡大

同連携推進法人のビジョンは保育業界をよくするためのムーブメントを起こすことであるため、今後も社員法人を増やしていく予定である。

実際に前述のイベントを通じて参画したいとの意志を示した法人もあり、理事会を通じて参画法人を増やしている。ただし、参画法人を増やす際には、連携推進法人の理事会で都度承認を得る必要があり、手続きが煩雑になるため、加盟のための審議は年に2回としている。

加盟のしやすさを考え、年会費、会費はそれほど高くない水準で設定しており、加盟するだけでなく、実際に関わってほしいと考えている。

●イニシアチブのめざすもの

このような活動等を進めていくために、当連携推進法人では、「あたらしい保育ビジョン2030」を発表している。同ビジョンでは、①自園の子どもだけではなく、地域の全ての子ども達に開かれた存在に、②限られたこどもだけでなく誰ひとり取り残さないように、③地域の中にあるだけでなく自らコミュニティを生み出す装置に、④単体で存在するのではなくネットワークを形成するハブに、といった4つのコンセプトを示し、保育園に代わる「地域おやこ園」という考え方を提示して活動をしている。

同連携推進法人では、このビジョンに賛同する法人を広く募り、社会にムーブメントを起こしたいと考えている。

イベント自体は、営利を目的とした活動ではなく、実行委員等が有志で開催している。保育業界をよりよいものにするという理念に共感した人物や機関を対象として開催しており、同連携推進法人に加盟する第一条件として、参画を希望する法人がそのような理念を共感できることとしている。

現在、社員法人となっている法人は14法人であり、ビジョンに共感する社会福祉法人に限らず、保育事業に関連するサービスを提供する株式会社等も参画している。幅広い業種や法人格の機関が集まることで、「保育業界をよくする」という動きにつなげていきたいと考えている。

役員・評議会構成員の人選

連携推進法人の理事は、イベントの発起人が中心となって6人が就任している。監事は社員法人の理事が接点のあった公認会計士と弁護士の2人が就任している。また、連携推進評議会の評議員は保育業界に詳しい3人の方が就任している。

●なぜ、「連携推進法人」なのか？



本活動は、将来的には保育版青年会議所のような活動ができるとよいとのことであった。法人同士の経営の独立性を維持しつつ、同じ方向に進んでいくことが重要である。また、営利法人やNPO法人も参画していくためには、連携推進法人の法人形態が適していると判断したとのことである。

●連携推進法人としての活動

「選ばれる」保育園を一緒につくることを目標に、社員法人への経営支援業務、物資供給業務、人材確保業務をメインの活動として行っている。

経営支援業務



経営状況を改善するために、社員法人からの事務処理委託を受け、社会福祉法人会計上の特徴を踏まえたリースの活用や、法人の特徴を踏まえた補助金や助成金を取得するためのサポートを実施している。また、児童発達支援の多機能化に関する支援や事務の代行支援といった業務を行っている。

人材確保等業務



連携推進法人として、採用フェアへの共同出展を行っている。採用を進めるためには、ある程度ブランド力が必要であることから、地方の法人や小規模法人は有効に活用できると考えられる。なお、求職に関する応募があった際は、求職者の希望勤務地や事業の種類等を踏まえて、個別に社員法人に紹介している。

また、ウェブによる合同研修会も実施しており、講義内容や講師は連携推進法人が社員法人のニーズを踏まえて選定している。研修プログラムを社員法人に示し、参加希望者を公募している。

物質供給業務



加盟法人の中には電子決済システムサービスを提供する大手通信会社等も参画しており、規模が小さい保育事業者が電子決済システムを活用できるようにするために、連携推進法人として複数の法人横断で活用できるように検討を進めたいと考えている（なお、同大手通信会社は、保育園手帳アプリを無償で貢献しているなど、子どもを支援するプロジェクトを展開しており、その縁でつながりを持った）。この他にも、大手物販会社と共同して共同購入の仕組みを開発中である。

管理コストをできるだけ削減し、保育そのものに労力をかけられるようにするため、ICT等の導入は必須事項であると考え、大手企業等との取組を進めている。大手企業もサービスの対象規模が大きい方が新規サービスを開発しやすいといった事情があることから、連携推進法人としても、賛同者を増やしていきたいと考えている。このような保育DXの促進は、当連携推進法人としても特に検討を進めていきたい分野であると考えている。



連携推進法人 設立効果

理念に賛同した人が、実際に活動し、同じ法人に加盟しているという点で、理念を共有して行動に移せるということにメリットを感じている。

実際に参画することで、経営者同士が率直な意見交換、経営面の効率化、人材確保に関する効果を期待している。

今後に向けて

新しい社員法人を今後増やしていこうと考えているが、手続きが煩雑で事務量が増大するリスクがあり、連携推進法人の社員法人を拡大しようとした際の効率化が課題の一つであると考えられる。

また、事業予算の半分以上を社会福祉連携推進業務に支出することが求められるところであるが、イベント開催は「その他業務」で規模が制限されるため、保育関連のアプリを開発しているようなベンダーや、保育所経営を行っていないが保育所の業務効率化に資するような株式会社に参画のメリットを示しにくくなることも今後の課題になると考えられる。

調査協力 当法人事務局 酒井氏



当連携推進法人は、社会福祉法人白寿会が中心となり、社会福祉法人の経営支援を主目的として設立された。地域の社会福祉事業が継続的に提供されるよう、加盟法人を募り事業を展開している。

また、人材等確保業務の一環として社員法人である社会福祉法人白寿会が人材派遣業の認可を受けて、人材派遣を行っているのも特徴である。

2022（令和4）年12月設立認定



職員体制 : 兼務職員 4 名 ※社会福祉法人白寿会職員が兼務
主な業務 : 連携推進法人の運営統括、会計業務
※社会福祉法人白寿会が中心に実施

本部体制



理事 : 6 名 うち社員法人の理事長 2 名、社会福祉事業関係者
監事 : 2 名
評議会構成員 : 3 名

役員体制



参画要件 : 特になし
※現時点では明確な基準がないが、参加協議中の法人は複数存在する。
入会金 : 10万円
年会費 : 5万円
本部運営財源 : 入会金および年会費
設立費用 : 主に登記費用

運営

社会福祉法人よつばゆりかご会
本部所在地 : 埼玉県朝霞市
実施事業 : 高齢者福祉、児童福祉

社会福祉法人白寿会
本部所在地 : 東京都足立区
実施事業 : 高齢者福祉、児童福祉
障害福祉

社会福祉法人大和会
本部所在地 : 千葉県柏市
実施事業 : 高齢者福祉



連携推進法人本部
東京都足立区

●設立の経緯



社会福祉法人白寿会に社会福祉法人よつばゆりかご会が新規事業展開の相談をしたことが最初と契機となり、社会福祉法人への経営支援を行うための事業形態として、連携推進法人を選択した。

社会福祉法人白寿会より社員法人に理事を派遣するなど、経営状況を深く理解し、経営支援に向けた連携体制の構築を進めている。

設立経緯

保育所等を運営していた社会福祉法人よつばゆりかご会が、新たに介護保険事業に参入するにあたり、社会福祉法人よつばゆりかご会の理事長が、長く介護老人福祉施設を経営していた社会福祉法人白寿会に見学に来たことが、両法人が接点を持つきっかけとなった。その後、社会福祉法人白寿会の理事が継続的に介護保険事業に関する助言を行う関係性を続ける中で、社会福祉法人白寿会の理事が社会福祉法人よつばゆりかご会の理事を兼務し、社会福祉法人よつばゆりかご会の介護事業経営にも携わるようになった。

社会福祉法人には小規模な法人が多くあることから、連携体制を構築し、事業ノウハウ共有や人材確保等を共同で推進することで、互いによりよいサービスを提供することが重要と考えられた。このような考えに至る中で、連携推進法人制度の大枠も示されたことから、連携推進法人の制度に基づく法人間連携を検討することとした。

連携推進法人の設立にあたり、認定を受ける前から首都圏の介護事業や社会福祉事業を展開する様々な法人に声をかけた結果、社会福祉法人大和会もその一つとして参加することとなった。

社会福祉法人大和会は千葉県柏市を本拠としており、社会福祉法人白寿会の拠点と地理的に近く、直接協力しやすいこともあり、社員法人に参画してもらうこととした。

東京都には、連携推進法人設立に向けて一般社団法人を設立するタイミングから相談をしており、東京都も初めてのケースであったことから、協力して認定に向けた準備を進めた。

賛助企業

社会福祉法人や民間企業に連携推進法人への参画を募ったところ、社会福祉法人以外にも参画を希望する法人があった。

連携推進法人のルールとして社員法人の半分以上が社会福祉法人でなければならないことから、これら民間企業は社員法人とはならず、賛助会員として参画してもらうこととした。令和5年12月現在、2つの有限会社が賛助企業として参画している。

社員法人内での意思決定

社会福祉法人よつばゆりかご会では、社会福祉法人白寿会の常務理事が理事として選任されており、理事会でも他の理事とすでにコミュニケーションができていたことから、特に異論なく連携推進法人に参画することが合意された。社会福祉法人大和会でも、社会福祉法人大和会側から連携推進法人に参画することを申し出ていることから、特に異論なく合意された。

社員法人内での意思決定

社会福祉連携推進評議会の構成員の人選について、対象エリアが、東京都、千葉県、埼玉県とまたがっており、選定するのに時間を要した。結果的に新座市、朝霞市の社会福祉法人の知人や元消防署長に構成員になってもらった。

●なぜ、「連携推進法人」なのか？

経営支援の観点では法人の合併も考えられるが、財務状況によっては社会福祉法人が行政からの補助が受けられなくなることがあるため、財務状況を踏まえた上で、連携推進法人として協力関係を築き、経営支援を行うことが選択された。

●連携推進法人としての活動

主に社会福祉法人白寿会が中心となり、以下の活動を行っている。特に社員法人から、委託料を負担してもらって経営支援業務を行っているのが特徴である。

現段階では社会福祉法人白寿会からの支援が中心であるが、将来的には担当エリアを決め、社員法人同士で連携できるような体制を作りたいと考えている。また、人材確保については連携推進法人としての加盟することのメリットを生かして、採用や人材育成につなげていきたいと考えている。

経営支援業務



社会福祉法人白寿会が中心となり、他の社員法人の経営改善に関するコンサルテーションが、本連携推進法人の主要な業務となっている。

人材等確保業務



社員法人である社会福祉法人白寿会が労働者派遣事業の許可を得て、人材派遣事業を行っている。人材採用の求人活動のサポートも行っている。

物資等供給事業



物資等供給事業においては、例えば介護ロボットの導入において、社会福祉法人白寿会の現場で使用する介護ロボット機器を各法人の職員が実際に試す等により、機器のスムーズな選定作業、現場導入を支援する取組も行われている。

分類	業務内容
地域福祉支援事業	参加法人間の合同イベントの開催・運営支援
災害時支援事業	BCP（事業継続計画）策定支援 同一地域内事業所での合同訓練の実施支援 災害物資リストの共通化、相互応援体制の構築支援 災害（感染症）発生時相互応援協定の運用支援
経営支援事業	間接業務代行（経理、労務） 本部事務局業務代行 新規事業計画に関するコンサルティング 人事、給与諸制度に関するコンサルティング
人材確保等事業	採用業務代行/統合 法人間異動、短期人事交流の調整 集合研修講師派遣、巡回指導等の人材育成支援
物資等供給事業	共同購買（取引先の集約・取引条件交渉）



連携推進法人 設立効果

・経営者同士の関係強化

連携推進法人となるメリットは、社員法人の経営者同士が役員になるため、お互いの距離が近くなるということがあげられる。緩やかなつながりとくらべ、関係性が公式になることから、経営に関する議題をより真剣に話し合うことができる。

・経営改善と事業継続

小規模な社会福祉法人が多く、経理や労務などの業務のための人材不足や新規事業計画のノウハウが不足していることから、連携することで人材や事業ノウハウ等を共有し、社員法人の経営改善につなげられるメリットがある。加えて、事業継続でき利用者へのサービス提供が継続できるメリットもあげられる。

・新たなキャリアラダーの創出

人材育成の面でもメリットがあると考えられる。多くの社会福祉法人では、現場の介護職から始まり、その後管理者になるというシンプルなキャリアラダーしか描けなかった。しかし、連携推進法人に加盟することで、管理職となるというキャリアラダーの他に、本人が望めば、社員法人への経営コンサルティングを行う職種や、教育担当といった役割を担うことができるようになる。職員がそれらの役割に興味を持ち、現場職以外のキャリアラダーを提示することで、離職防止にもつながり、また、採用の面でも効果があると期待している。

人材採用の面でも、1施設1法人だと求職者も経営の安定性について不安を感じてしまうが、連携推進法人として採用活動することで、信頼性が高まるといったメリットがあると考えられる。

今後に向けて

・異なる地域からの参画の場合は地域福祉支援業務の実施が難しい

連携推進法人として人材確保、経営基盤強化、事務処理、災害対応強化といった業務は実施しているが、本グループのように拠点となる地域が違う場合は、地域福祉支援業務を実施するのは難しいと考えている。

・貸付業務実施にハードルがある

貸付業務実施にあたり、社員法人から社会福祉連携推進法人に貸付原資を提供するが、要件として「直近3カ年度の本部拠点の事業活動計算書における当期活動増減差額の平均額を上限とすること」と定められている※。しかし、社会福祉法人の本部拠点自体は事業を行わず、利益がほぼ出ないため、貸付原資が提供できず、ハードルがある。

※社援発1112号第1号令和3年11月12日厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉連携推進法人の認定等について」

調査協力 当法人代表理事 川名康氏 氏

当法人設立以前から、社会福祉法人みねやま福祉会と社会福祉法人南山城学園は、人材確保等において連携を行っていた。その後、連携を公的な位置づけとし、人材確保や地域貢献の取組を更に推進していくことで社会福祉に対する理解の促進および法人間連携のベンチマークとなることを目指して連携推進法人を設立した。現在は、社員法人が持つ人材確保に関するノウハウを生かし、就職説明会の開催などを予定している。

2023（令和5）年2月設立認定



職員体制 : 兼務職員3名
主な業務 : 連携推進法人の運営統括、予算決算管理、理事会運営事務

本部体制



理事 : 6名 社員法人の理事長等
監事 : 2名 公認会計士、社員法人ではない社会福祉法人の理事長
評議会構成員 : 3名 学識者2名（大学教授、社会福祉協議会）
当事者1名（老人クラブ）

役員体制



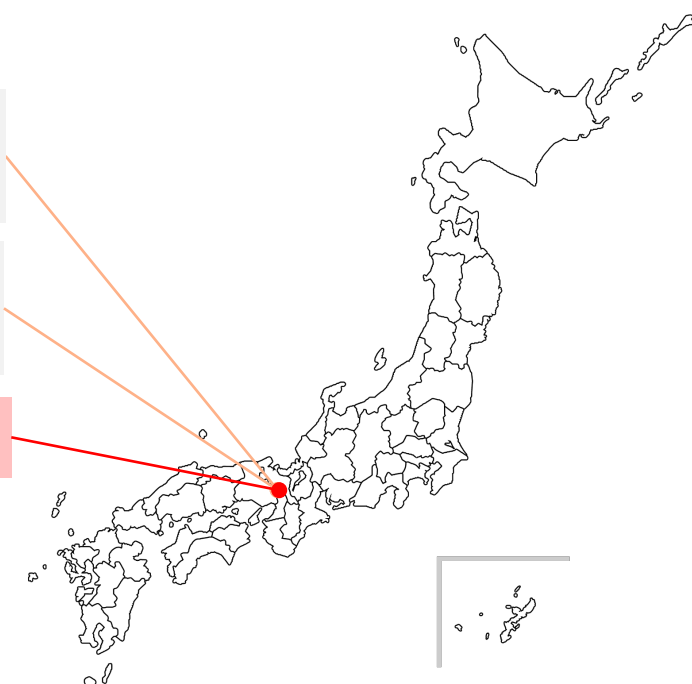
参画要件 : 連携の趣旨に賛同する社会福祉法人
入会金 : なし
年会費 : 20万円（事業活動収入が10億円未満の法人は10万円）
本部運営財源 : 年会費
設立費用 : 登記費用、行政書士への委託料、研修費用等

運営

社会福祉法人 みねやま福祉会
本部所在地 : 京都府京丹後市
実施事業 : 高齢者福祉、児童福祉
障害福祉、母子福祉、その他

社会福祉法人 南山城学園
本部所在地 : 京都府城陽市
実施事業 : 高齢者福祉、児童福祉
障害福祉、医業、その他

連携推進法人本部
京都府城陽市 社会福祉法人南山城学園内



●設立の経緯



当法人設立以前から、社会福祉法人みねやま福祉会と社会福祉法人南山城学園は、人材確保等において連携を行っていた。

その後、連携を公的な位置づけとし、人材確保や地域貢献の取組を更に推進していくことで社会福祉に対する理解の促進および好事例の作成を目指して連携推進法人を設立した。

設立経緯

当連携推進法人の社員法人それぞれの理事長が京都府社会福祉法人経営者協議会（以下、京都府経営協）の会長と副会長を務めていることもあり、当法人を設立する以前から、人材確保活動などにおいて連携体制が取られていた。

社会福祉法の改正により、地域における共益的な取組が求められるなど、社会福祉法人が果たすべき役割が増える中、さらに連携を深めてこれに対応していくこと。また、京都府経営協に所属する他の社会福祉法人にとってベンチマークとなり得るような法人間連携の事例となることを目的に、社会福祉法人南山城学園が社会福祉法人みねやま福祉会に設立を呼び掛けたことが当法人の設立のきっかけとなった。

その後、さらに5法人に声をかけ、設立に向けた議論や研修、組織設計を計7法人で進めた。連携推進法人の設立における事務手続きの関係で、現時点では社員法人は2法人となっているが、令和5年度中にも追加で5法人が社員法人となる予定である。

●なぜ、「連携推進法人」なのか？

合併ではない理由としては、資金面での連携は構想になく、あくまで業務の連携を目指していたため。また、連携推進法人では、各社員法人の法人格を残すことができるため、各法人の長所を生かしつつ、連携ができると考えたためである。

一方、緩やかな連携にとどまらなかった理由としては、公的な連携をもって人材確保・育成の業務を推進することで、社会福祉に対する地域理解が進み、社会福祉業務を目指したいと思う人も増えると考えたためである。

役員・評議会構成員の人選

理事には社員法人の理事長が就任しており、これから社員法人として参画する5法人の役員も、連携推進法人の理事に就任している。また、監事には公認会計士と社員法人でない社会福祉法人の役員の計2名が就任しており、評議委員には大学教授と社会福祉協議会、老人クラブ関係者の計3名が就任している。

●連携推進法人としての活動

今後社員法人となる法人も含めて1年間の取組内容について議論し、計画を作成している。取組の中では、社員法人の持つノウハウを生かして連携している。

人材確保業務等務



今後、当法人独自の就職説明会の開催を予定している。現在の社員法人である、社会福祉法人南山城学園と社会福祉法人みねやま福祉会は、京都府より「きょうと福祉人材育成認証制度」の上位認証を受けており、府内でも高いノウハウを保持していることから、その特徴を生かして人材確保等業務にあたっている。



連携推進法人 設立効果

・法人間での知見の共有

現在社員法人である2法人は、京都府からも人材確保・育成の面で認定を受けており、先進的に人材確保の活動を展開してきた。そのため、今後社員法人となる5法人から、人材確保等に関して相談を受けている。そういった相談の中で人材確保等に関する知見が共有され、社員法人全体としての底上げにつながっていると感じる。

・住民の理解促進

人材確保について、連携推進法人として活動することで、単独ではできなかった取組も可能になる。その結果、地域住民が社会福祉法人を知るきっかけを増やし、社会福祉活動に興味を持つきっかけとなることで、ひいては社会福祉人材の増加につながることを期待している。

今後に向けて

1つの連携推進法人が大規模化していくのではなく、それぞれの法人の持つ地域性や規模、考え方に合わせて連携推進法人が設立される方が良いと考えることから、追加で参画する5法人を除いて、社員法人の追加の募集予定はない。

連携推進法人の設立には1法人を新設するのとほぼ同様の事務手続きが必要であるため、活動実態と比して事務負担が過大であると感じる。事務局業務は社会福祉法人南山城学園の職員が兼務する形で担当していることもあり、今後は事務局業務の効率化などが課題となると考える。

また、今後新たに5法人が参画し、社員法人が増えるため、これまで以上に意思疎通ができる場を整えていく必要もあると考える。

調査協力 当法人事務局 岩田氏 辻氏 山口氏

連携推進法人による災害支援（秋田圏域社会福祉連携推進会の例）

当連携推進法人は、秋田県内の4つの社員法人により設立認定された連携推進法人です。連携推進法人設立前の2022（令和4）年11月に、一般社団法人を設立しており、その後、5法人が集まって連携推進法人の設立準備会を発足させて準備を開始しました。

設立前の2023（令和5）年7月に秋田豪雨が発生し、参画した社員法人が浸水被害を受けました。この時は、当時協議していた社会福祉法人等同士で、入所者の避難・受入や、人的・物的支援の検討を行いました。その時、法人本部との連携や、法人内外からの支援の重要性（利用者の受け入れや、物資の搬入、マンパワーの提供など）、避難計画と事業継続計画を平時より検討していることが重要であるといったことが教訓として得られました。このような教訓は、災害時の福祉支援の必要性や県内法人での協力体制の重要性が強く認識され、秋田県への提言につながりました。

その後、2023（令和5）年8月に連携推進法人が設立され、連携推進業務の一つである災害支援についても、「困ったときに助け合う」という視点で、社員法人間で協議をしていました。

そして、2024（令和6）1月に能登半島地震が発生し、連携推進法人の理事と石川県内の法人との間に接点があったことから、1月4日に連携推進法人として、支援者を派遣することを決定しました。社員法人から、医師や看護師、介護福祉士などの多職種チームとして合計22人の職員が志願し、現地支援に向かいました。現地の道路事情やライフラインの状況、福祉施設の状況について連携推進法人本部が中心となり情報収集をし、富山県内にベースキャンプを置いて、そこから被災地まで支援に行きました。選出したメンバーは災害対応の経験があり、また、リーダーを決めて指揮系統を明確にして、一体となって円滑に支援を行いました。なお、派遣された職員は、所属する法人の業務として現地に派遣されており、傷害保険などにも加入して訪問しました。



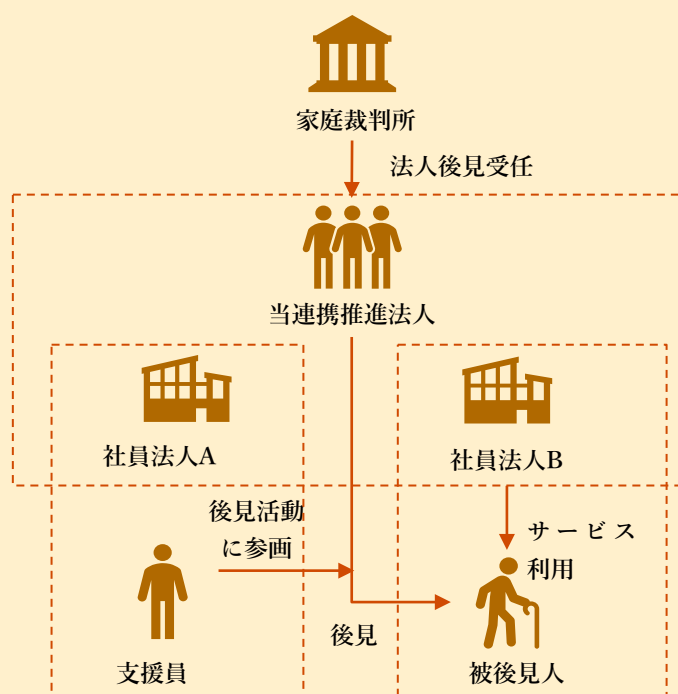
連携推進法人による法人後見（となりのの例）

当連携推進法人のある豊田市は、権利擁護の必要な障がい者や高齢者への支援が不足しているという課題があります。しかし、個人で成年後見人等を受任しても継続性や支援できる人数に課題が残ります。そのため、当連携推進法人では設立以前より特定非営利活動法人等などの法人後見を模索していました。検討を進める中で、支援のプロである社会福祉法人が参画する連携推進法人は安心のある継続した支援ができるという点で趣旨に合致しており、また同じ思いを持つ社会福祉法人が集まったことで設立に至りました。設立にあたり豊田市や豊田市社会福祉協議会、弁護士、地元企業や地元銀行などの協力も大きな力となっています。

家庭裁判所や豊田市、豊田市成年後見支援センターとの綿密な打ち合わせを経て、現在、以下に示すような仕組みで法人後見を実施することとなりました。

具体的な後見活動は、連携推進法人の専従職員で後見業務の経験のある社会福祉士と、社員法人の職員が行います。活動にあたっては利益相反にならないよう注意しており、仮に右図にあるように、被後見人がB法人の利用者だった場合は、B法人は後見活動に参加せず、利害関係のないA法人の職員が業務として後見活動に参画します。そうすることで、被後見人から見た場合の利益相反関係にはならない仕組みをとっています。またA法人の職員は業務として参画し、後見活動を経験することで、新たな気づきや知識を積むことができます。

2024(令和6)年2月に連携推進法人として初めての法人後見受任に至りました。



3

小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」は、小規模な社会福祉法人においても、「地域における公的な取組を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行するとともに、行動事業に十分な人員体制の確保のため、合同研修や人事交流等の、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取り組みを推進する事業です。本事業は、都道府県又は市（特別区を含む。）（以下「都道府県等」という）及び都道府県等が認めた団体に対し、補助を行う事業です。都道府県等が事業の全部または一部を委託している場合もあります。本事業では、次に掲げるような取り組みを行うものとされています。

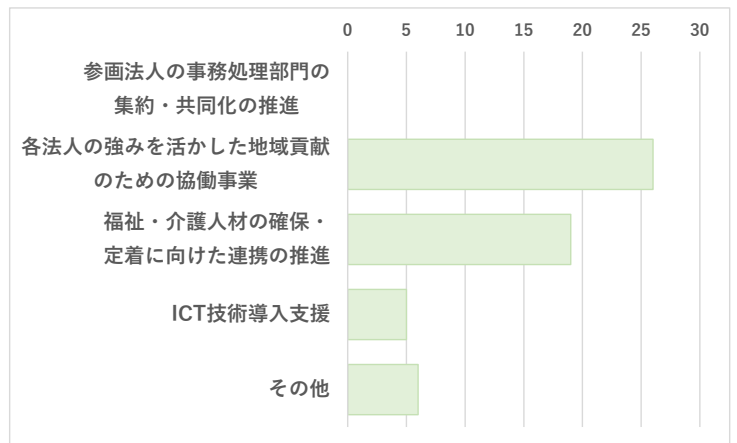


- ①法人間連携プラットフォームの設置
- ②複数法人の連携による地域貢献のための協働事業の立ち上げ
- ③福祉・介護人材の確保・定着のための取組の推進
- ④参画法人の事務処理部門の集約・共同化の推進
- ⑤その他

※厚生労働省 社援発0328第26号「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の実施について
※以降は、127グループにアンケートを配布し、44グループから回答を得ました結果を掲載します。

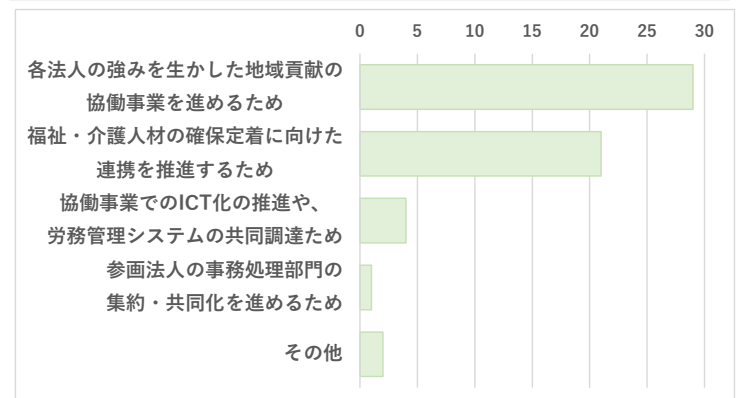
①プラットフォームとして実施している業務

法人間連携プラットフォームとして実施している業務を確認すると、大部分のプラットフォーム（72.2%）が「各法人の強みを活かした地域貢献のための協働事業」を行っています。一方、「参画法人の事務処理部門の集約・共同化の推進」は行われていません。



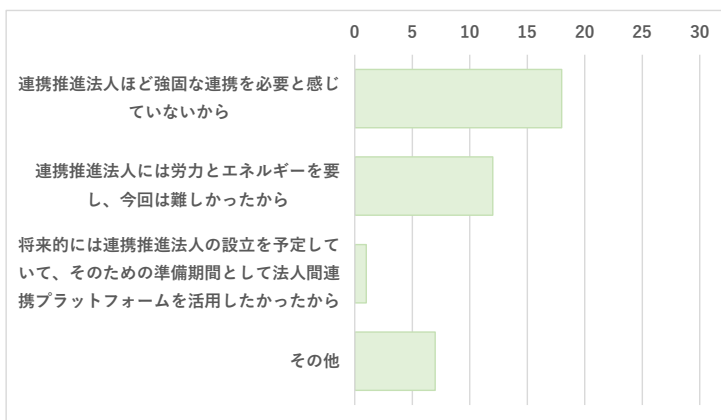
②法人間連携プラットフォームの設立に至った動機

法人間連携プラットフォーム設立に至った動機を確認すると、「各法人の強みを活かした地域貢献の協働事業を進めるため（80.6%）」、「福祉・介護人材の確保定着に向けた連携を推進するため（58.3%）」との回答が多く挙げられました。その他にも以下にあげているような動機があげられました。



③連携推進法人ではなく法人間連携プラットフォームを選択した理由

連携推進法人の設立ではなく、法人間連携プラットフォームを選択した理由として、「連携推進法人ほど強固な連携を必要と感じていないから（50.0%）」「連携推進法人には労力とエネルギーを要し、今回は難しかったから（33.3%）」が挙げられました。



④法人間連携プラットフォームを設立したことによるメリット

半数以上の法人間連携プラットフォームが回答した法人間連携プラットフォームを設立したメリットは以下になります。

- ▶ 参画法人の強みを活かしながら、協働事業を行うことにより、地域課題の解決が図られた
- ▶ 共通で研修等を実施し、職員のスキルアップ、研修効果の向上、受講機会等の拡大、経費の削減、業務量の軽減につながった

⑤本事業で取り上げる法人間プラットフォーム事例

本事例集では、主に社会福祉法人や社会福祉協議会が中心となってネットワークが構築され、現在も継続して活動が続いている、以下の5つの事例を参考に取り上げます。

当プラットフォームは市町村合併にともない、京丹後市内の社会福祉事業者の連携を強化、福祉サービスの品質向上を主目的として設立された。多くの事業者が参加して、継続的に活動が進められている。

2005（平成17）年設立



運営体制

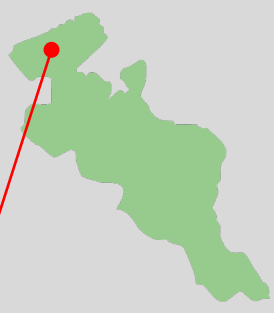
職員体制 : 参画法人が持ち回りで、事務局機能を担っている

参画要件 : 京丹後市内に事業所があること

入会金 : なし

年会費 : 6千円

本部運営財源 : 年会費に加え、小規模法人のネットワーク化による協働推進事業での補助金

株式会社相弥 実施事業 : 高齢者福祉	社会福祉法人丹後視力障害者福祉センター 実施事業 : 障害福祉	社会福祉法人不動園 実施事業 : 児童福祉、高齢者福祉
社会福祉法人あしぎぬ福祉会 実施事業 : 高齢者福祉、障害福祉	社会福祉法人丹後福祉会 実施事業 : 高齢者福祉、障害福祉	株式会社Lukomoco 実施事業 : 高齢者福祉
社会福祉法人あみの福祉会 実施事業 : 障害福祉	社会福祉法人はしうど福祉会 実施事業 : 高齢者福祉、障害福祉	特定非営利活動法人蒔々 実施事業 : 高齢者福祉
医療法人上田医院 実施事業 : 高齢者福祉、医業	社会福祉法人みねやま福祉会 実施事業 : 高齢者福祉、障害福祉 児童福祉	特定非営利法人いやしの郷ほっこ里 実施事業 : 高齢者福祉
特定非営利活動法人おおみや共同作業所 実施事業 : 障害福祉	社会福祉法人よさのうみ福祉会 実施事業 : 児童福祉、障害福祉	 加盟する法人はいずれも京都府 京丹後紙に事業所がある 事務局本部 : 参画法人1年ごとの持ち回り
社会福祉法人北丹後福祉会 実施事業 : 高齢者福祉	特定非営利活動法人ふくし京丹後 実施事業 : 高齢者福祉	
社会福祉法人京丹後市社会福祉協議会	京丹後市立久美浜病院 実施事業 : 医業	
社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会 実施事業 : 障害福祉 他	株式会社高天の森 実施事業 : 障害福祉	
社会福祉法人太陽福祉会 実施事業 : 高齢者福祉、障害福祉	社会福祉法人ふるさとの会 実施事業 : 高齢福祉	
社会福祉法人丹後大宮福祉会 実施事業 : 高齢者福祉、障害福祉	京丹後市立弥栄病院 実施事業 : 医業	

●プラットフォーム設立の経緯

市町村合併がきっかけとなり、プラットフォーム設立にいたった。

当プラットフォームのある京丹後市は、平成16年に峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町の6つの町の合併により誕生した。

合併直後、京丹後市内の社会福祉事業者はそれまで違う自治体で活動していたこと

もあり、1つの市として連携して社会福祉サービスを提供する体制が整っていなかった。そのため、当プラットフォームを設立することで、社会福祉事業者の交流を促し、旧町間の垣根をなくすことで、京丹後市として一体的な社会福祉サービスの提供を目指した。現在では25の法人が参画しており、介護・障害・児童など幅広い分野の法人から構成されている。

●プラットフォームとしての活動

年に1度、全ての参画法人の代表者が出席する総会を開催し、事業案について議論する。この総会に提出する事業案は、各部会（高齢者福祉部会、障害者福祉部会、児童福祉部会）が作成している。なお、総会での役員（会長1名、副会長2名、事務局2名）は各法人が持ち回りで担当している。

地域貢献のための共同事業

事務局主体の取組として、各部会の垣根を超えて地域貢献活動を行っている。近年では、福祉教材の開発や社会資源マップなどを作成した。

参画法人内で、法人間の交流を促進するため、当事業の担当者は各法人から有志を募って集めている。事業のテーマ決めから事業担当者に任せることで、法人間の垣根を超えて京丹後市全体の福祉の実態と将来像を考える機会を創出している。

京丹後の福祉魅力発信プロジェクト

人材確保に向け、求人用ホームページ等の媒体作成を行っている。地域貢献活動と同様に、各法人から有志を募って活動しており、毎年20人程で担当している。事業の目的としては、京丹後市全体の福祉ブランディングであり、地元での雇用のみならず、京都府全体や日本全国の求職者が対象である。

参画法人の中には、人材確保に向けた費用や人員の稼働を単独では捻出することが難しい小規模法人も多いため、プラットフォーム全体で人材確保の対策を行っており、当事業での求人広告がきっかけで京丹後市への移住を決意してくれた人もいたなど、京丹後市の進めているIターンやUターンにも貢献している。

各部会での活動

各部会にて取組内容を検討し、技術研修や理念研修、意見交換会などを開催している。

近年行った研修としては、義務化された虐待防止に関する研修や、BCP策定研修、法改正研修などを開催しており、時事的なテーマを多く取り扱っている。

他にも、研究発表大会として各自の研究テーマを発表する取り組みを行っており、プラットフォーム内での意見交換を促進している。また、京丹後市の市役所からも職員がオブザーバーとして参加するなど、地域の自治体とも連携して活動している。

●プラットフォームのメリット

・スキルアップや経費の削減

部会などで、複数法人が集まって研修を行うことで講師を招待する経費などを共同で支出することで、1法人当たりの支出額を削減できている。また、法人を跨いで研修をすることで、通常の業務では交流のない職員とも交流が生まれ、新たな気づきにつながっている。

・ブランド力の向上

連携して人材確保を進めることで、単独の法人で人材を募集するよりも、求職者に訴求しやすくなっていると考えている。事例こそ少ないものの、当プラットフォームの求人広告をきっかけに、IターンやUターンを決意してくれる求職者もあり、効果を実感している。

・地域課題の解決

特に小規模な法人では費用や人員が足りず、単独での地域貢献は難しい。そのため、当プラットフォームでの活動を通じて、小規模な法人であっても、通常業務に支障のない範囲で地域貢献に参画できることはメリットだと考える。

今後の課題

経営者同士が膝を突き合わせて今後の連携と協働の在り方について話せる場を作りたいと考えている。現状の活動は、現場の職員が主体となって作業を進めているため、今後は経営者同士の交流も深めていきたい。

また、法人格を有しておらず、プラットフォーム内のガバナンスに法的な規則がなく、意思決定が遅いことも問題視している。そのため、今後は参画法人の足並みを揃えつつも意思決定の迅速化を目指したい。

そして、資金面に関しても現在受領しているプラットフォーム事業に対する補助金の終了が迫っているため、事業内容に関して費用面を中心に再検討する必要性を感じている

連携推進法人の可能性

現時点では、連携推進法人新設に向けた動きはない。とはいえ、参画法人の中には連携推進法人に社員法人として参加している法人もいるため、設立に意欲を示す法人もいる。

調査協力 京丹後市福祉サービス事業者協議会事務局長 仲原氏



当プラットフォームは、以前より地域の法人で連携して取り組んでいた地域貢献活動をさらに推進していくため設立された。地域課題の解決に向けた活動に注力している。

2018（平成30）年設立



運営体制

職員体制 : 社会福祉法人飛山福祉会が事務局を担っている
 参画要件 : 真岡市内に福祉施設・事業所を有する団体等
 入会金 : なし
 年会費 : なし
 本部運営財源 : 社会福祉法人等協働推進事業費補助金を主たる財源としている

社会福祉法人飛山の里福祉会
 本部所在地：栃木県宇都宮市
 実施事業：高齢者福祉
 障害福祉

栃木県車いすの会
 本部所在地：栃木県芳賀郡益子町
 実施事業：障害福祉、その他

社会福祉法人真岡市社会福祉協議会
 本部所在地：栃木県真岡市

社会福祉法人益子のぞみの里福祉会
 本部所在地：栃木県芳賀郡益子町
 実施事業：障害福祉、その他

社会福祉法人山坂福祉会
 本部所在地：栃木県真岡市
 実施事業：高齢者福祉

社会福祉法人真亀会
 本部所在地：栃木県真岡市
 実施事業：高齢者福祉

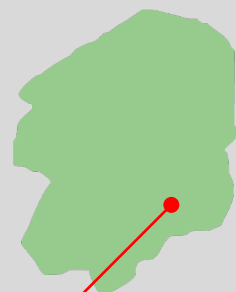
社会福祉法人福桜会
 本部所在地：栃木県真岡市
 実施事業：高齢者福祉

特定非営利活動法人まわた
 本部所在地：栃木県真岡市
 実施事業：障害福祉、その他

社会福祉法人恵光会
 本部所在地：栃木県真岡市
 実施事業：高齢者福祉

社会福祉法人あかつき寮
 本部所在地：栃木県真岡市
 実施事業：児童福祉

加盟する法人はいずれも栃木県真岡市に事業所がある
 事務局本部：真岡市社会福祉協議会内
 障害者機関相談支援センター



●プラットフォーム設立の経緯

地域活動の更なる推進のため、市内の社会福祉協議会と協力しつつ地域の法人に対して声かけを行ったことで設立につながった。

当プラットフォームの事務局を務める社会福祉法人飛山の里福祉会では、社会福祉法の改正によって地域事業が義務化される以前から近隣の法人と地域活動にあたっていた。

この活動をさらに推進していくため、社会福祉法人真岡市社会福祉協議会（以下、真岡市社協）にプラットフォーム設立を相

談したところ賛同を受け、これがきっかけで市内の全社会福祉法人へプラットフォーム参画への声かけを行い、市内の10法人で構成される当プラットフォームが設立された。

また、各法人の困りごとや地域課題として感じている点に関するアンケートを声かけと並行して行ったことで、参画法人の意見を広く収集することができ、現在の活動にもつながっている。

●プラットフォームとしての活動

各法人の代表などが参加する定例会を月に1度開催。課題感の共有や活動方針について議論を行い、活動内容を決めている。

地域貢献のための共同事業

議論やアンケートで挙がった地域課題に対し、プラットフォームとして以下の取組を実施した。

ひきこもりの方などへの支援

eスポーツを活用し、ひきこもりの方やコロナで外出が減った方、施設に入所する障害を持つ方が多様な交流を持つことを目的に令和4年度に開始した。ゲームハードやモニター、タブレット等を貸し出し、eスポーツを楽しんでいただくことで、プラットフォーム職員をはじめとした、様々な人との交流を促進した。

福祉避難所の避難マニュアルの作成

地域の小中学校が主な避難所として指定されており、介護・福祉サービスが必要な方への対応のために必要であると考え、活動を開始した。

参画法人である真岡市社協の協力も受け、福祉避難所の避難マニュアルを作成した。

オンライン診療の試験導入

当プラットフォームでは、一般的にオンライン診療が普及する以前からオンライン診療制度の整備に取り組んだ。参画法人にて働く医師の協力のもと、入所施設の利用者の容体急変時に気軽に相談できる仕組みを整備した。

交通手段対策

真岡市では日常生活において自動車での移動が不可欠であるため、自動車の運転が難しい高齢者や障害者の方達に向けた交通手段の提供が必要であった。実現には至らなかったものの、施設の公用車を使用し、昼の時間帯に買い物や通院に使える車を用意するなど、地域の資源を活用して課題を解決する取り組みを構想した。

福祉・介護に関する研修と教育活動

介護・福祉に研修活動を事務局が中心となり企画運営を行っている。

共同研修

参画法人の従業員に対して共同研修を実施している。現場従業員の意見を取り入れつつ、企画・開催しており、複数法人が一同に集まりグループワークなどを行うことで、普段は関わることのない職員同士の交流が生まれ、情報共有や意見交換の場にもなっている。

小学校向けの教育活動

地域の小学校で福祉に関する講話を行っている。これまでは、参画法人の理事長等が担当していたが、近年では、現場で働く職員に任せることとなった。現場目線での話をする事ができるほか、職員としても自身の仕事を外部に話す機会が生まれ、仕事のモチベーションにもつながっている。

●プラットフォームのメリット

・社会福祉協議会との連携

当プラットフォームでは、真岡市社協と連携しながら地域福祉活動に取り組んでおり、会議室の貸し出しや地域情報の提供、市役所との連携などの支援を受けている。

プラットフォームを設立することで、より密に社会福祉協議会と連携できるようになったことはメリットであると考えます。

・課題解決に向けた議論の推進

参画法人が共通して抱える課題について深い議論ができていると感じる。

プラットフォームとしての活動を続ける中で、人材確保や業務の効率化といった共通する課題を把握・共有することができた。このような課題に対して、理事長同士だけでなく、現場の職員の間でも法人の垣根を越えて意見を交換できる場が作れたため、課題解決に向けて新たなアイデアが生まれるのではないかと期待している。

今後の課題

法人内での議論をさらに深めるためには資金面に関しても議論を深めるべきだと考えている。現状では、事務局を務める社会福祉法人飛山の里福祉会がプラットフォーム事業に関する補助金を管理しているが、プラットフォーム自体に補助金が入ってくる形にすることで、よりオープンに資金面に関する議論ができるようになり、活動が促進され则认为る。

連携推進法人の可能性

現時点では連携推進法人は検討していない。1つの法人格を新設することで、自由な経営が阻害されてしまうと感じる法人もいるのではないかと思う。

しかし、6年間のプラットフォーム事業を通じ、人材確保の共同化や事務負担の効率化等の課題が色濃く見えてきたため、それらの解決策として連携推進法人の制度が機能するのであれば、設立する余地はあると思う。

例えば、人材確保に向けて、外国人人材の新規雇い入れを連携推進法人として進めるなどの活動であれば、参画法人としてもメリットを感じやすいのではないかと考えている。

調査協力 社会福祉法人飛山の里福祉会 理事長 直井氏
294たがやしネット 事務局 斎藤氏

3

福祉の魅力発信 阿蘇ネットワーク



当プラットフォームは、熊本地震が契機となり、地域の社会福祉法人同士での連携の必要性を感じたことが設立のきっかけとなった。震災後、地域での連携活動を経てプラットフォーム設立に至り、現在では人材確保・定着活動の他、ICT導入支援などの活動を行っている。

2019（令和元）年設立



運営体制

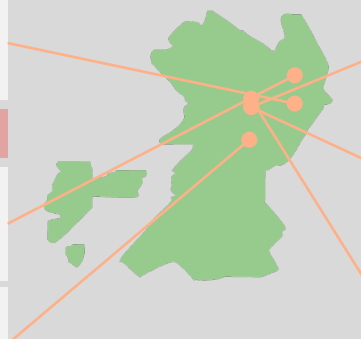
職員体制 : 社会福祉法人岳寿会が事務局を担っている
 参画要件 : 趣旨に賛同する社会福祉法人
 入会金 : なし
 年会費 : なし
 本部運営財源 : 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業での補助金

社会福祉法人岳寿会
 本部所在地：熊本県阿蘇郡高森町
 実施事業：高齢者福祉

事務局本部：社会福祉法人岳寿会が担う

社会福祉法人治誠会
 本部所在地：熊本県阿蘇市
 実施事業：高齢者福祉

社会福祉法人蘇清会
 本部所在地：熊本県上益城郡
 実施事業：高齢者福祉



社会福祉法人白久寿会
 本部所在地：熊本県阿蘇郡南阿蘇村
 実施事業：高齢者福祉

社会福祉法人順和会
 本部所在地：熊本県阿蘇郡南阿蘇村
 実施事業：高齢者福祉

社会福祉法人昭寿会
 本部所在地：熊本県阿蘇郡南阿蘇村
 実施事業：高齢者福祉

●プラットフォーム設立の経緯

2016（平成28）年の熊本地震が契機となり、地域の社会福祉法人同士での連携の必要性を感じ、地域での連携活動を経てプラットフォーム設立に至った。

2016（平成28）年の熊本地震にて、当プラットフォームのある阿蘇も一時孤立状態になるなど、多くの被害を受けた。この被災がきっかけとなり、地域の社会福祉法人同士での協力をより強固なものとし、安定的かつ持続的な社会福祉の構築を目指すため、翌年の2017年に地域での連携活動を開始した。

当初はプラットフォームを設立せずに活動していたが、社会福祉法人岳寿会が地域の社会福祉法人に呼びかけ、賛同した法人の協力のもと、就職説明会を合同で開催するなど、人材確保業務に取り組んでいた。

その後、2019年に小規模法人のネットワーク化による協働推進事業が開始されると、当事業を活用し「福祉の魅力発信 阿蘇ネットワーク」として再スタートした。現在では、人材確保・育成業務のほか、ICTの活用に向けた業務などに注力している。

●プラットフォームとしての活動

年度計画を策定し、活動の方針と、各活動の担当法人を決めている。年度計画の素案は事務局業務を担っている社会福祉法人岳寿会が定め、それを元に全法人で議論を進める。また、年度計画の策定以外の会議は参画法人が持ち回りで議題を検討し、開催している。

人材確保・定着活動

HPでの魅力発信

参画法人の施設を写真付きで紹介し、各法人の活動の普及を行っている。また、阿蘇の地元情報や、各施設のお便りをHPに記載するなど、福祉施設の紹介に限らず、阿蘇の地域の魅力も発信している。

学生のインターンシップ受け入れ

福祉業務のイメージアップを目的に、学生のインターンシップの受け入れを行っている。近隣に大学がないため熊本県や長崎県の大学を訪問し、インターンシップ制度を紹介しており、希望者には宿泊施設の斡旋や有償でのインターンシップの相談にも乗るなど、学生に寄り添った制度作りをしている。

職種別の交流会

仕事の不安を軽減し人材の定着を推進するため、参画法人の職員を対象に同じ職種同士の職員を集めた交流会を開催している。介護士や看護師といった職種別の交流会を開催し、通常の業務では交流のない同職種の職員と交流する機会を作り、悩みの相談や、意見交換ができる場を創出している。

ICT導入支援

参画法人の中でICTに関するノウハウを共有している。例えば、入居者の睡眠状態を把握できる機器を導入した参画法人に対し、その使用状況や感想などを聞きに行く見学会などを開催している。また、新型コロナウイルス感染症の流行期にはプラットフォームにてタブレットを購入し、参画法人に配布することで、オンライン会議の環境を整えた。

●プラットフォームのメリット

・求人活動の強化

プラットフォームとして、連携して合同インターンシップを開催したことで、学生を呼びやすくなった。単独の法人では、情報発信や、受け入れられる人数、職種に限りがあったが、プラットフォームとして動くことで、受け入れる体制が整えやすくなったこと、また、学生目線でも申し込みやすい印象になったと感じる。

・行政とのつながり

補助金を受けながらプラットフォームとして活動することで、公共団体とのつながりが深まった。例えば、社会福祉法人阿蘇市社会福祉協議会からは、地域の学校にて、福祉について取り扱うパイロット授業への協力を打診されるなど、実際の活動にもつながっている。

今後の課題

地域の社会福祉事業者の経営層の意識改革を進めるなど、意思統一が課題であると考えられる。阿蘇地域は人口減少や少子高齢化に加え、熊本市などの近隣都市に働き手が流れる傾向もあり、継続的に安定した福祉サービスを提供するには人材確保の強化や業務の効率化が必須となる。そのため、中長期的なビジョンを参画法人で共有しつつ、事務業務の集約化や合同での求人活動などに地域で取り組んでいきたい。

連携推進法人の可能性

連携推進法人とは異なるが、ホールディングス制のような企業組織を構想したことがある。それにより、プラットフォームよりもさらに踏み込んだ連携が可能となり、会計等の事務業務を一か所に集約することができ、業務の効率化につながると考える。しかし、そのような企業組織を採用すると、1つの法人の赤字を他の法人が補填する状況に陥るなどの懸念もあり、実現には至っていない。

調査協力 福祉の魅力発信 阿蘇ネットワーク
田代氏 住吉氏

4

気仙沼市本吉地区小規模法人連携事業協議会

当プラットフォームは、地域貢献・福祉人材の育成を目的に社会福祉法人春園会がある気仙沼市本吉地区の、地域の福祉事業者に声をかけしたことで設立に至った。社会福祉法人に加え、特定非営利活動法人、株式会社など、多様な種別の法人が参画している。

2019（令和元）年設立



運営体制

職員体制：気仙沼市社会福祉協議会が事務局を担う
 参画要件：本吉地域内の福祉事業運営法人等
 入会金：なし
 年会費：3千円
 本部運営財源：年会費に加え、小規模法人のネットワーク化による協働推進事業での補助金

社会福祉法人春園会
 実施事業：児童福祉、障害福祉

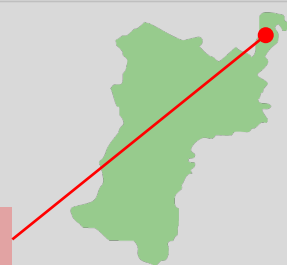
株式会社介援隊
 実施事業：高齢者福祉

特定非営利活動法人セミナーレ
 実施事業：障害福祉

医療法人社団晃和会
 実施事業：高齢者福祉、医業

社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会
 実施事業：高齢者福祉、障害福祉
 その他

事務局本部：気仙沼社会福祉協議会が担う
 いずれの法人も気仙沼市内に事業所がある



●プラットフォーム設立の経緯

地域貢献・福祉人材の育成を目的に地域の福祉事業者に声をかけしたことで設立に至った。

宮城県社会福祉法人経営者協議会が「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」を県内の社会福祉法人に周知し、それを社会福祉法人春園会が知ったことが設立のきっかけとなった。

その後、地域貢献と福祉人材の育成を目的に、社会福祉法人春園会が音頭を取り、本吉地区の介護・福祉・児童に関わる事業所すべてに声をかけたことで当プラットフォームの設立に至った。

事務局は、設立当初は社会福祉法人春園会が担当し、現在は社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会が担当している。

●プラットフォームとしての活動

毎月、定例会を開催し、実施する事業内容や担当法人を決めている。各法人から委員として理事長や園長、管理職等が3名程出席している。

地域への福祉啓発活動

福祉マップ

プラットフォーム発足当初に行った活動で、参画している法人の福祉事業所の場所をマップにまとめ、地域住民に配布した。マップの作成にあたっては、地域の新聞社の社員を講師に招き、記載のレイアウト等に関して研修を受けた。

福祉映画上映会

地域にある公共の施設、「はまなすホール」にて、介護や福祉を題材とした映画を上映した。参画法人が地域の学校にチラシを配布し、学生が福祉業務を知るきっかけをつくることで、未来の担い手の確保につなげることを目的としており、1回の上映当たり100人程度が集まった。

人材確保育成業務

職員スキルアップ研修として、参画法人に向けた虐待防止研修等を実施している。研修講師は外部から招待することもあり、宮城県社会福祉協議会の協力なども受けて講師を探すことができた。

現在は計画段階ではあるが、今後は福祉の担い手育成として、中堅職員の育成や交流の機会を創出していきたいと考えている。

地域貢献活動

地域貢献として、こどもの帰宅時間に合わせたごみ拾い活動を令和5年度から開始した。福祉事業に限らない活動を行うことで、地域住民との接点が増えるだけでなく、福祉事業者が地域貢献を実感できる場としても機能している。今後は地域貢献活動をさらに増加させることが目標である。

●プラットフォームのメリット

・顔の見える関係性の構築

プラットフォーム設立以前は、お互いの事業者の存在は知っているものの深い関係はなかった。しかし、設立以降は定例会などを通して交流が生まれ、顔の見える関係を構築することができ、相談し合える環境が生まれた。今後は、共同研修や上映会といった企画に複数法人の社員が集まった際に、積極的な会話等の交流が生まれるよう、工夫していきたいとのことである。

・研修の効率化

特に小規模な法人では、講師を招く際の費用や、その準備にかかる事務作業などが負担となり、研修の開催が難しかった。しかし、法人間連携プラットフォームで共同研修を開催することで、費用面や事務作業面での負担を軽減することができ、効率的な研修開催が可能となった。

今後の課題

参画法人ごとに異なる考え方を持っているため、意思統一が課題となっている。

例えば、定例会にて新たな企画について議題に上がっても、実施規模やスケジュールを詰め切れず、具体的内容まで落とし込めないために実施まで至らなかったこともあった。法人間のすり合わせを行う等により意思統一を行い、円滑に事業実施につなげられるよう、議論の方法を工夫していきたい。

連携推進法人の可能性

定例会にて連携推進法人の設立について何度か議題に上がったことはあるものの、今後実施予定の事業の計画についての議論が優先されており、現時点では設立に向けた具体的な話し合いは行われていない。

調査協力

気仙沼市本吉地区小規模法人連携事業協議会

阿部氏



当プラットフォームは、地域貢献を行いたいと考える社会福祉法人の協力を得て、法人間連携プラットフォームを設立した。特に地域の災害対応力強化に注力している。

2021（令和3）年設立



運営体制

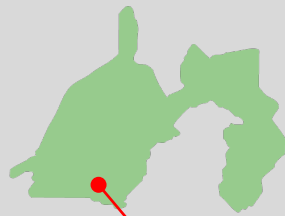
職員体制 : 1名 袋井市社会福祉協議会が事務局を担う
 参画要件 : 袋井市内の社会福祉法人であること
 入会金 : なし
 年会費 : なし
 本部運営財源 : 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業での補助金

社会福祉法人なごみかぜ
 実施事業 : 児童福祉、障害福祉

社会福祉法人デンマーク牧場福祉会
 実施事業 : 児童福祉、高齢者福祉
 医業 他

社会福祉法人遠州中央福祉会
 実施事業 : 高齢者福祉

社会福祉法人天竜厚生会
 実施事業 : 生活保護関連
 児童福祉、高齢者福祉
 障害福祉、医業
 介護福祉士養成



社会福祉法人三宝会
 実施事業 : 児童福祉、高齢者福祉

社会福祉法人ひつじ
 実施事業 : 障害福祉

社会福祉法人萬松会
 実施事業 : 高齢者福祉

社会福祉法人明和会
 実施事業 : 児童福祉、高齢者福祉
 障害福祉

社会福祉法人袋井市社会福祉協議会
 実施事業 : 児童福祉、障害福祉
 高齢者福祉 他

事務局本部：袋井市社会福祉協議会が担う
 いずれの法人も袋井市内に事業所がある

●プラットフォーム設立の経緯

静岡県社会福祉協議会から小規模法人のネットワーク化による協働推進事業の活用について提案があったところ、地域貢献を行いたいと考える社会福祉法人の協力を得て、法人間連携プラットフォーム設立につなげることができた。

平成9年より、市内の福祉施設が参加する福祉施設連絡会を開催していた。年一回の連絡会は開催していたものの、具体的な事業にはつながらなかった。

令和2年度に静岡県社会福祉協議会から小規模法人のネットワーク化による協働推進事業について説明があり、隣自治体の磐田市を参考に令和3年度より事業を開始し

た。設立にあたっては市内の11の社会福祉法人にアンケートや訪問により参加を呼びかけたところ、特に防災対策での地域貢献を行いたいと考える法人が多かったこともあり、9法人が参加して現在に至っている。

小規模ネットワーク事業に参加することで、予算補助があったため、人材確保のパンフレット作成やBCP計画策定につなげることができている。

●プラットフォームとしての活動

主に「災害対策」への取組を中心に、BCP計画の策定、共同での訓練を行っている他、高校生に向けた人材採用のための福祉教育、普及活動を行っている。

災害対応力の強化

参加法人への意向調査の結果、課題として「災害対策」が多く挙げたこと、さらに「BCP作成に苦慮している」「他法人や地域とのかかわりが少ないため、連携のための話し合いの場が欲しい」といった意見が挙げたことから防災対策の取組を事業の柱としている。

事業継続計画（BCP）策定

各法人のBCP策定のため、学識経験者よりBCP策定のアドバイスをしたり、福祉避難所の運用についての訓練を実施したりしている。

ICTを活用した情報共有

2018（平成30）年に発生した台風被害の経験を活かし、迅速に情報共有ができるオープンチャットを開設した。また、クラウドサービスを活用して災害発生時の必要物資を融通できるシステムの構築と法人への周知を行っている。

人材採用力の強化

高校生に向けた福祉の仕事に関するパンフレットの作成

高校卒業後に福祉事業に就職してもらえよう、社会福祉事業についてのパンフレットを作成し、市内の高校に配布した。また、保護者や学校の先生に福祉の仕事についてイメージを持ってもらい、卒業後の就職先候補となるよう、理解促進を行っている。

学生に対する福祉教育

プラットフォームに参加する社会福祉法人の職員が講師となり、学校での福祉教育を実施している。福祉教育の印象をもとに、実際に社会福祉法人への就職を決めた学生もいた。

●プラットフォームのメリット

・顔の見える関係性の構築

BCP策定を通じて、地域の防災訓練や話し合いに参加することで、社会福祉法人同士で話し合える顔の見える関係性が築けた。これにより、普段の業務の中で相談したいことや困ったことが起きた際、プラットフォーム内の他の法人と相談できるようになった。

例えば、移動支援業務での車両提供や、光熱費高騰への協議対応は、社会福祉法人同士の関係性が構築できたことで実現したことである。

・地域住民からの理解促進

BCP策定に伴う訓練を地域住民に公開することで、住民の福祉避難所に対する理解が進むほか防災知識の向上につながっている。実際、令和5（2023）年に発生した台風では、施設につながる道が倒木でふさがれてしまったが、地域住民が重機を用いて倒木の除去を行っており、地域住民と社会福祉法人の相互理解が進んでいると感じている。

連携推進法人の可能性

連携推進法人を新設する議論は出ていない。参加法人の法人規模が異なり、対応できる職員の数にも差があることから、連携推進法人を設立した場合の運営に不安があるため、現在のプラットフォームの形態を維持し、活動を継続していきたいと考えている。

調査協力 社会福祉法人袋井市社会福祉協議会
杉氏

厚生労働省 令和5年度社会福祉推進事業
社会福祉連携推進法人制度の活用の促進に関する調査研究事業

社会福祉連携推進法人、小規模法人のネットワーク化による
協働推進事業
事例集

平成6年3月
PwCコンサルティング合同会社